



au Insurance Disclosure

au損保の現状 2019

au 損害保険株式会社

はじめに

当社の経営方針・事業概況・財務状況などをより詳しく、またわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「au損保の現状2019」を作成しました。
当社をご理解いただく上で、本誌がお役に立てば幸いです。

*本誌は「保険業法第111条」に基づいて作成したものです。

*特に表記のないものについては、2019年3月末日現在の状況を記載しております。

当社の概要

会社情報(2019年7月末日現在)

創立	2010年2月23日
事業内容	損害保険事業
資本の額	60億9万円
株主	KDDI株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
従業員数	80名(2019年3月末日現在)
本社	〒108-0075 東京都港区港南1-6-34 品川イースト2F TEL:03-6758-7373(代表)
URL	https://www.au-sonpo.co.jp

目次

トップメッセージ	2
au損保の目指す姿	3
「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく具体的取組み	4
2018年度「お客さま第一の業務運営」に関する取組結果	6
トピックス	10
組織	12

経営について

代表的な経営指標等	14
品質向上活動	15
勧誘方針	17
個人情報保護	18
情報開示	21
コーポレート・ガバナンスの状況	22
コンプライアンス	28
リスク管理	29
内部監査及び社外監査・検査	31
環境保護の取組み・社会貢献活動	32

保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発・改定	36
保険の仕組み	38
約款	38
保険料	39
保険金	40
損害サービス	43

業績データ

事業の状況	46
経理の状況	59

会社概況

沿革	68
主要な業務、株式の状況	69
役員・従業員・設備の状況	70

損害保険用語の解説	71
-----------	----

トップメッセージ

平素より皆さまにはau損保をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

au損保は、お客さまがスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末やパソコンを通して“いつでも・どこでも・手軽に”利用いただける損害保険会社として2011年に営業を開始いたしました。

常に時代の変革をリードする総合通信事業者であるKDDI(株)と永年の実績・信頼を有するあいおいニッセイ同和損害保険(株)が共同出資した、お客さまにこれまでにない新しいスタイルの保険を提供する“**保険のベンチャー企業**”として、開業以来、独自性のある保険商品・サービスを提供させていただいております。



スマートフォンの保有率が60%を超えるなど、わたしたちの生活はインターネット環境と切っても切れないものとなっています。

それと同時に、時代の急激な変化とともに、わたしたちを取り巻く事故やトラブルなどのリスクも少しずつカタチを変えています。

このような環境のもと、au損保は、幅広い世代のお客さまに損害保険をもっと身近に感じてほしいという思いから、『**スマホでソンポ**』をコンセプトに、いつでも・どこでも・気軽に手続きができる。まさに『**保険をケータイ**』する。そんな保険会社を目指し、商品を展開しております。

更に、通信インフラの進化をお客さまの利便性につなげるべく、GPS機能を活用した「自転車向けロードサービス」の提供や、「自転車」「海外旅行」「ペット」に関する情報満載のアプリケーションをご用意するなど、スマートフォンの機能を活用したサービス拡充の面でもご好評をいただいております。

また、『自転車向け保険』を主軸商品とするau損保は、13の地方自治体と「自転車安全利用等に関する協定」を締結し(2019年3月末時点)、自転車向け保険の加入促進や交通安全の啓発などを進め、自転車の安全で適正な利用に貢献すると同時に、積極的に商品・サービスのブラッシュアップを行い、提供してまいりました。

今後もau損保は、特色のある“**保険のベンチャー企業**”として、通信と保険を有機的に結び付けることで、お客さまに安心・満足いただける独自性のある保険商品と真に役立つサービスを提供することにより、『**お客さまに選んでいただける会社**』となることを目指してまいります。

どうぞ今後とも、より一層のお引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

代表取締役社長

山田隆章

au 損保の目指す姿

1. 「スマホでソポ」従来の保険会社の枠組みを打破し、時代の最先端を走る損保

auブランドの損害保険会社として、スマートフォンを中心に、保険契約から保険料支払い、契約変更、保険金請求までの全てを簡単に完結するシステムを開発し、「いつでも・どこでも・手軽に」手続きができる、新しい保険スキームを構築します。

当社は「**保険のベンチャー企業**」として、常にお客さまにとってより良い商品・サービスの開発に果敢に挑戦し、時代の最先端を走る保険業界のイノベーターとして独自の価値を創造してまいります。

2. はじめて保険に接するお客さまへわかりやすく魅力的な商品を提案する損保

保険のエントリー層である20代30代の若い方々や、特定の分野に特化したマーケットに対して、新しい保険・サービスを提供します。

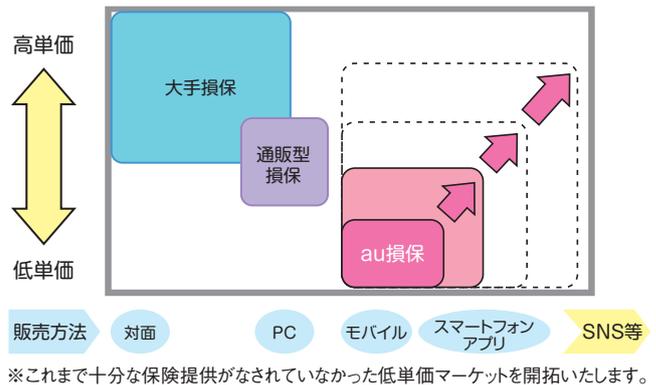
一方で、昨今の自転車事故への備えの重要性や、社会の関心の高まりに応えるべく、普及拡大への要請が強い個人賠償責任保険やケガの保険等、これまで十分な保険提供がなされていなかった日常生活リスクの分野に、わかりやすく魅力的な保険プランをご提案し、お客さまの安心ライフを支えてまいります。

3. お客さまを中心にすべてのステークホルダーに喜んでいただける損保

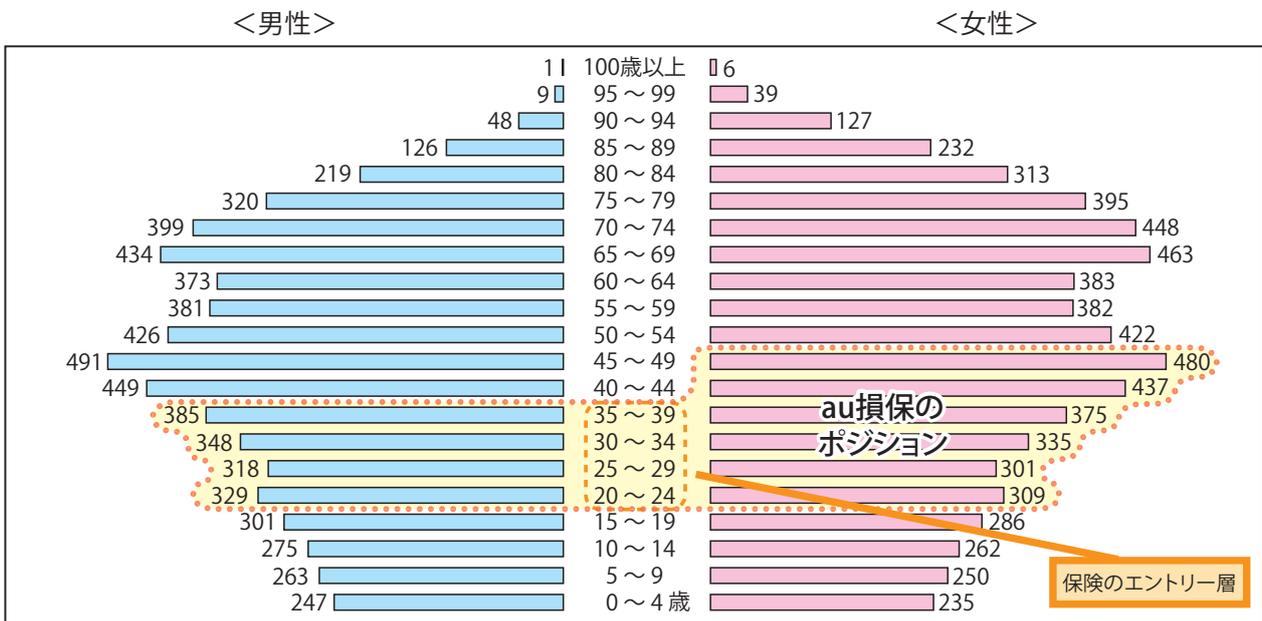
通信および保険を有機的に結び付けることで、お客さまに安心・満足いただける独自性のある保険商品と真に役立つサービスを提供することにより、『**お客さまに選んでいただける会社**』となることを目指してまいります。

同時に、コンプライアンスとリスク管理の徹底を図り、成長性と収益性が確保できる健全な企業運営に取り組んでまいります。

ポジショニングイメージ



当社がターゲットとする年齢層



(注) 数字は総務省統計局人口推計2019年5月報より(単位:万人)

「お客さま第一の業務運営に関する方針」に基づく具体的取組み

当社は、お客さま第一の業務運営をより一層推進するため、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を策定しました。

また、2019年6月に、当方針への2018年度取組結果を、客観的に評価できる指標とともに、お客さまにわかりやすくお伝えする観点で取りまとめ、公表しました。

今後も、お客さま一人ひとりを大切にし、お客さまからの確かな信頼によって選ばれる会社を目指し、お客さま第一の業務運営の更なる推進に努めてまいります。

方針1 全役職員が「お客さま第一」を意識し、お客さまに安心と満足を提供します

当社は、全役職員が「お客さま第一」に明るく生き生きと働くことで、全ての「お客さまの安心と満足」を実現するよう努めてまいります。

方針2 お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するために、社会環境の変化に伴う新しいリスクや多様化するお客さまニーズに迅速かつ柔軟に対応した商品・サービスを開発し、提供してまいります。

方針3 ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます

当社は、お客さまがニーズに合った最適な商品を選択し、安心と満足を実感いただけるよう、適正な保険募集およびご契約後の対応を行なってまいります。

- (1) お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- (2) お客さまのご意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客さまにとって見やすく、わかりやすい説明に努めてまいります。また、当社のインターネットを通じた販売方法は、お客さまがご自身の都合の良い場所・良い時間にご契約することが可能となっています。
- (3) ご契約後も、ご契約の継続・変更・解約等を迅速かつ適切に行い、お客さまの利便性の向上に取り組んでまいります。

方針4 代理店によるサービスの品質向上に取り組めます

当社は、代理店を通じた販売においては、「お客さまの安心と満足」を実現するために、代理店への委託を判断する際の事前審査や委託後の継続的な教育・指導を通じて、サービスの品質向上に取り組んでまいります。

方針5 お客様に寄り添った事故対応を実践します

当社は、常に「お客様第一」の視点に立ち、事故に遭われたお客様ならびにお相手への説明責任および保険金の支払責任を果たすよう努めてまいります。

方針6 お客様の利益を不当に害することのないよう適切に業務を行ないます

当社は、当社が行う取引に関し、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行ってまいります。

方針7 お客様の声に真摯に耳を傾け、改善に活かします

当社は、お客様の声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客様の声に真摯に耳を傾け、迅速かつ適切に対応してまいります。
また、お客様の声を品質の向上・お客様満足度の向上に活かしてまいります。

方針8 全役職員が「お客様第一」の対応を実践します

当社は、「お客様第一」を意識した誠実・親切・丁寧な対応がすべての役職員に実践されるよう、指導と教育に継続して取り組んでまいります。
また、社員一人ひとりの取組みを評価する仕組み作りや研修を通じて風土の醸成を図ってまいります。

2018年度『お客さま第一の業務運営』に関する取組結果

1.『お客さま第一の業務運営』の取組概況

- 方針1** 全役職員が「お客さま第一」を意識し、お客さまに安心と満足を提供します
- 方針4** 代理店によるサービスの品質向上に取組みます
- 方針8** 全役職員が「お客さま第一」の対応を実践します

お客さまに安心と満足を提供する取組み

【「お客さま第一」に込めた思い】

・「お客さま第一」を常に意識し、お客さまから信頼によって選ばれる会社となるよう、全役職員が誠実・親切・丁寧な対応の実現に努めています。

【「お客さま第一の業務運営」の定着度合いを評価する指標】

・保険のご契約に関する「お客さまアンケート」の「満足度」を、定着度合評価の指標としています。

2018年度お客さまアンケートにおけるau損保に対する満足度調査結果

au損保に対する満足度:97.5%

代理店への教育・指導

【代理店への教育・指導】

・お客さまに満足いただくために代理店が行うべき行動を、全代理店を対象とした受講必須研修(自主点検時)を毎年実施することで、適切な保険募集の推進を図っています。

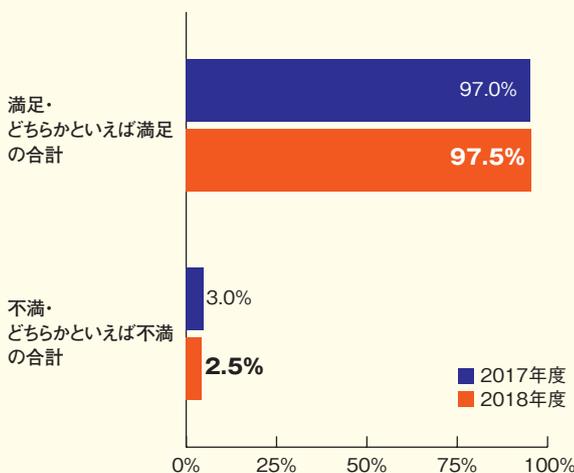
全役職員が「お客さま第一」の対応を実践するための取組み

【「お客さま第一」の浸透・徹底】

・年2回開催する全体会議において、経営陣から全社員に向けメッセージを伝えることにより、「お客さま第一」の浸透・徹底を図っています。
・更に、研修等を通じて「お客さま第一」の意識の定着を図っています。

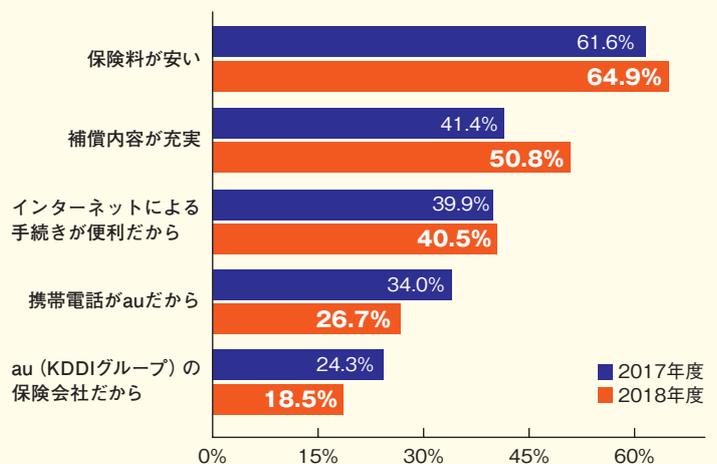
保険のご契約に関するアンケート

■ au損保に対する満足度



■ au損保を選ばれた理由(複数回答件数)

▶ 当社が選ばれた理由についても分析することで、今後もお客さまから選ばれ続ける保険会社を目指します。



2.『お客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供』の取組概況

方針2 お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

お客さまニーズにお応えする商品・サービスの開発・提供

【シニア世代向け自転車保険の提供】

・自治体における自転車保険加入義務化の動きに伴い、自治体・お客さまからの「シニア世代でも加入できる自転車保険を販売して欲しい」との強いご要望にお応えし、「70才からの自転車向け保険Bycle S」を商品化し、提供しています。



【新マイホーム家財総合保険の提供開始】

・お客さまより数多くのご要望を頂戴している“保険商品の品揃えの多様化”への対応として、『新マイホーム家財総合保険』の提供を開始しました。

新マイホーム家財総合保険

◇引受少額短期保険業者:

- ・Next少額短期保険株式会社(幹事)
- ・e-Net少額短期保険株式会社
- ※当社は、取扱代理店として販売

◇商品概要:分譲マンション専用の家財保険



<ご参考>【au自動車ほけんの提供開始】

・『新マイホーム家財総合保険』に続き、2019年4月より、楽しく安全なカーライフをサポートする『au自動車ほけん』の提供を開始しました。

au自動車ほけん

◇引受保険会社:三井ダイレクト損害保険株式会社 ※当社は、取扱代理店として販売
◇商品概要:個人向けの自動車保険

【自治体との「自転車の安全利用に関する協定」の締結】

・自治体の条例による自転車保険加入義務化が進む中、各地の自治体との「自転車の安全利用に関する協定」の締結を進め、条例の周知や自転車の安全利用の促進に取り組むとともに、自転車保険の情報提供・加入促進に努めています。

✓2018年度に協定を締結した自治体:千葉市・仙台市・神奈川県

【自転車安全・安心プロジェクト】 自転車安全・安心プロジェクト

・自転車を利用する方に、“ながらスマホ”の撲滅・高額賠償への備えに関する意識を高めていただき、より安全・安心に自転車を利用できる社会の実現を目指し、「自転車安全・安心プロジェクト」をスタートさせました。

✓VR(バーチャルリアリティ)により、自転車ながらスマホの危険性を疑似体験できる「STOP! 自転車ながらスマホ体験VR」の提供

✓自転車乗用中の事故が多い高校生向けに、「自転車ながらスマホを防ぐVR授業キット」を制作し、学校からの依頼に応じて貸与

【WEBマガジン「H&LE」の配信】

・「自転車」や「ペット」に関するテーマで、保険会社ならではのお役立ち情報を、楽しいエンタメな切り口で日々お伝えする、WEBマガジン「H&LE」の配信を開始しました。



3.『ご契約内容をご理解・ご納得いただくための取組み』の概況

方針3 ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます

ご契約内容をご理解・ご納得いただくための取組み

【保険商品説明ページ・お申し込みページ等の改善】

・閲覧開始から実際のお申込みに進むまでに感じたこと等の調査を実施するなど、お客さまがご納得の上で安心してお手続きいただけるページへの改善に日々取り組んでいます。

自転車保険義務情報ページ改善例



各自治体の自転車保険加入義務化情報へのリンクを設置



自転車保険加入義務化条例についての疑問にお答えする情報等を掲載

【「補償内容の分かりやすさ」を評価する指標】

・「お客さまアンケート」の「補償内容の分かりやすさ満足度」を、定着度合評価の指標としています。

2018年度お客さまアンケートにおける補償内容の分かりやすさ調査結果

補償内容の分かりやすさ満足度:95.6%

【お客さま向け照会窓口の設置】

・お客さま向けに電話・メールによる照会窓口を設置し、ご意向に沿った商品にご加入いただいたり、ご契約内容を十分ご理解いただけるよう、親切・丁寧な説明を行っています。

【「お客さまへの対応」を評価する指標】

・「お客さまアンケート」の「照会窓口担当者(コミュニケーター)のお客さま対応に関する満足度」を、定着度合評価の指標としています。

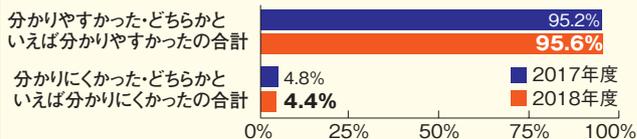
2018年度お客さまアンケートにおけるコミュニケーター対応満足度調査結果

コミュニケーター対応満足度:84.7%

▶契約件数の急激な伸長に伴う入電件数増加に受電体制の整備が追い付かなかったこと等による応答率の低下等を主因として、コミュニケーター対応満足度が2017年度に比べ低下(▲12.6%)しました。この対応策として、コミュニケーターの増強による受電体制整備を既に完了させると共に、これまで以上にコミュニケーターの応対力向上を図る取組みの強化を進めています。

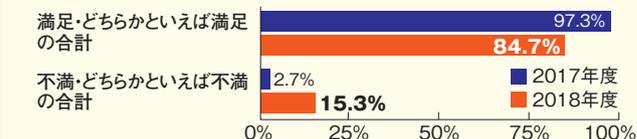
補償内容の分かりやすさに関するアンケート

■補償内容の分かりやすさ



コミュニケーターの対応に関する満足度アンケート

■コミュニケーター対応満足度



4.『お客さまに寄り添った事故対応』の取組概況

方針5 お客さまに寄り添った事故対応を実践します

お客さまに寄り添った事故対応

【親切丁寧な損害サービスの提供】

・お客さまの満足度向上に向けて、経過案内の充実や親切丁寧な対応の実践などに取り組み、「保険金お支払いに伴うアンケート」における「総合満足度」は、90%以上を維持しています。

【「親切丁寧な損害サービスの提供」の定着度合いを評価する指標】

・「保険金お支払いに関するアンケート」の「総合満足度」を、定着度合評価の指標としています。

2018年度保険金お支払いに伴うアンケートにおける満足度調査結果

総合満足度:93.3%

【プロフェッショナルな事故対応サービス】

・お客さまにより近いところでの親切丁寧な対応やより正確な事故受付など、品質向上を図ることを目的として、あいおいニッセイ同和損保の損害サービスネットワークを活用しています。

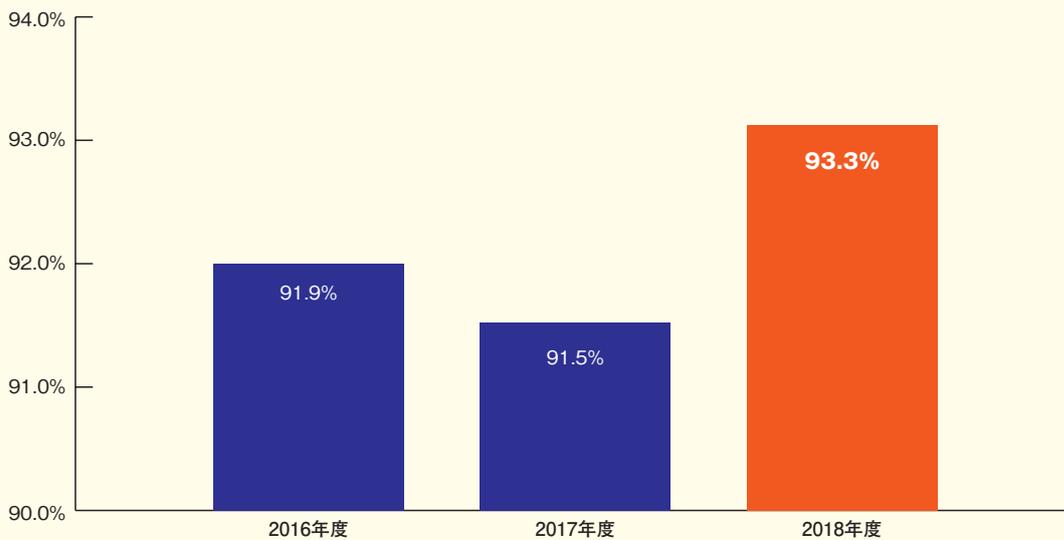
▶自転車事故などの賠償事案について、あいおいニッセイ同和損保の損害サービス網(全国10ヶ所)を活用することにより、お客さま・相手方双方の迅速な面談を実施するなど、きめ細かく対応することにより、早期の事故解決に繋げています。

【お客さまの利便性を高める取組み】

・事故受付時のより分かりやすいご説明・ご案内の実現に向けた取組みを進めています。
・保険金請求手続きの簡便化に向け、ご提出いただく書類の簡素化に取り組んでいます。

保険金お支払いに伴うアンケート

■総合満足度(「満足した・どちらかという満足した」の合計)



5.『お客様の利益を不当に害することのない適切な業務運営』の取組概況

方針6 お客様の利益を不当に害することのないよう適切に業務を行ないます

適切な業務運営に向けた取組み

【社内の管理態勢の整備】

・「利益相反管理方針」を策定、方針に基づいた規程・マニュアル等を整備するとともに、社内の体制を整備・構築することで、「お客様の利益を不当に害するおそれのある取引」の把握・管理を行っています。

○コンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、管理態勢についての適切性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っています。

○「お客様の利益を不当に害するおそれのある取引」の管理対象となる会社の範囲、および対象となる取引の種類を定め、管理運営を行っています。

○「お客様の利益を不当に害するおそれのある取引」が認められたときは、社内ルールに従い、適切な対応措置を講じています。

・2018年度も「お客様の利益を不当に害するおそれのある取引発生の有無」や、管理態勢の適切性について検証し、問題がないことを確認しました。

【社員への教育】

・「お客様の利益を不当に害するおそれのある取引」の適切な把握・管理に向け、全役職員に対し研修を実施し、周知・徹底を図っています。

6.『お客様の声を活かした業務改善』の取組概況

方針7 お客様の声に真摯に耳を傾け、改善に活かします

お客様の声に真摯に耳を傾け、改善に活かす取組み

【お客様の声を活かした取組み】

・お客様の声を一元的に管理する部門を設け、頂戴したお客様の声を分析し、改善が必要であると認識した案件については、業務を所管する部門に対し、改善・検討を指示するとともに、改善・検討の結果がお客様の声に十分応えられているかについての検証を行っています。

・過去に頂戴したお客様の声に基づく業務改善の進展、損害サービス部門を中心により一層のお客様に寄り添った対応等を推進した結果、2018年度に頂戴した苦情は前年度から40件減少し89件となりました。これらの苦情についても改善すべき点の有無を検討し、25件の業務改善に繋がりました。

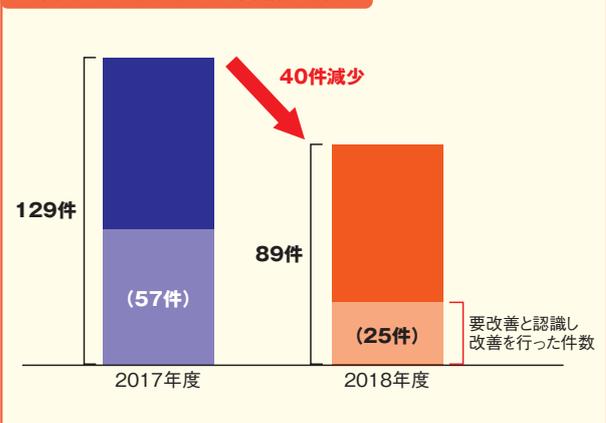
【「お客様の声を活かした業務改善取組」の定着度合いを評価する指標】

・お客様の声に基づく「要改善と認識し改善・検討を行った件数」を、取組の定着度合いを評価する指標としています。

2018年度お客様の声に基づく要改善と認識し改善・検討を行った件数

改善・検討を行った件数:25件

お客様に頂戴した苦情の件数



【お客様の声に基づいた改善取組み事例】

・2018年度に頂戴したお客様の声に基づく主な改善取組みは、次のとおりです。

お客様の声	改善取組み
保険金請求時に提出する資料が多く大変だ。	ご提出いただく書類を精査し、必要書類の見直しを進め、簡素化を図りました。
契約確認書等について、補償内容などがわかりづらい。	記載内容を再点検し、平易な表現への変更などの改善を行いました。
メルマガ配信を停止したいが、方法がわからない。	メルマガ配信停止方法の簡素化を図りました。

トピックス①

自治体との協定締結進む

自治体の条例による自転車保険加入の義務化が進む中、各地の自治体との「自転車の安全利用に関する協定」等の締結を進めています。

また、協定を締結した各自治体と連携して、自転車向け保険の情報提供および加入促進に努めるとともに、条例の周知や自転車の安全利用の促進に取り組んでいます。

- 2018年度に「自転車の安全利用に関する協定」等を締結した自治体
千葉市(2018年12月) ・仙台市(2019年1月) ・神奈川県(2019年3月)



仙台市 郡市長(右)と当社 遠藤社長(当時)



神奈川県くらし安全防災局 河原局長(左)と当社 伊東専務(当時)

新商品の提供

お客様の多様なニーズにお応えするべく、新商品の提供を開始しました。

- 分譲マンションにお住まいの方の家財の火災保険
「新マイホーム家財」の提供を開始(2018年9月)

分譲マンションにお住まいの方の安心生活をサポートするため、「新マイホーム家財総合保険」の提供を開始しました。

※「新マイホーム家財総合保険」は、Next少額短期保険株式会社とe-Net少額短期保険株式会社の商品で、当社が取扱代理店として販売しています。



- 楽しく安全なカーライフをサポートする「au自動車ほけん」の提供を開始(2019年4月)

お客様の楽しく安全なカーライフをサポートするため、「au自動車ほけん」の提供を開始しました。

※「au自動車ほけん」は、三井ダイレクト損害保険株式会社の商品で、当社が取扱代理店として販売しています。



トピックス②

自転車イベントへの参加・協賛

当社は、各種自転車イベントに参加・協賛を行い、ブース出展やステージイベント等を通じて自転車のルール・マナーの啓蒙活動や自転車利用者の生の声を集める活動を行っています。

■埼玉サイクルエキスポ2019 (2019年2月)



自転車の発祥地「埼玉県」が、「自転車」をキーワードに埼玉県の魅力と、自転車の楽しみ方・安全利用の大切さを広める大型サイクルイベントで、さいたまスーパーアリーナで開催された「埼玉サイクルエキスポ2019」に協賛しました。



埼玉県 上田知事(左)と当社 遠藤社長(当時)

自転車の安全・安心利用に関する取組み

当社は、全国の自転車を利用される皆さまが、自転車をより安全で快適に利用できる環境を目指した取組みを行っています。

■KDDI社と共同で「自転車ながらスマホを防ぐVR授業キット」を制作 (2019年3月)

自転車乗用中の交通事故が多い高校生に対し、社会課題となっている自転車ながらスマホを防ぐ方法を考えることを目的として、「自転車ながらスマホを防ぐVR授業キット」を制作しました。



VR授業キットを活用した授業イメージ

自転車関連活動団体への寄付

■公益社団法人 東京都盲人福祉協会(以下、都盲協)への寄付金贈呈(2019年2月)

あいおいニッセイ同和損害保険グループの役職員有志と会社による募金制度である「ゆにぞんスマイルクラブ」と共に、昨年に引き続き、都盲協の「視覚障がい者とタンDEM(二人乗り自転車)を楽しむ集い」の活動に寄付金を贈呈いたしました。

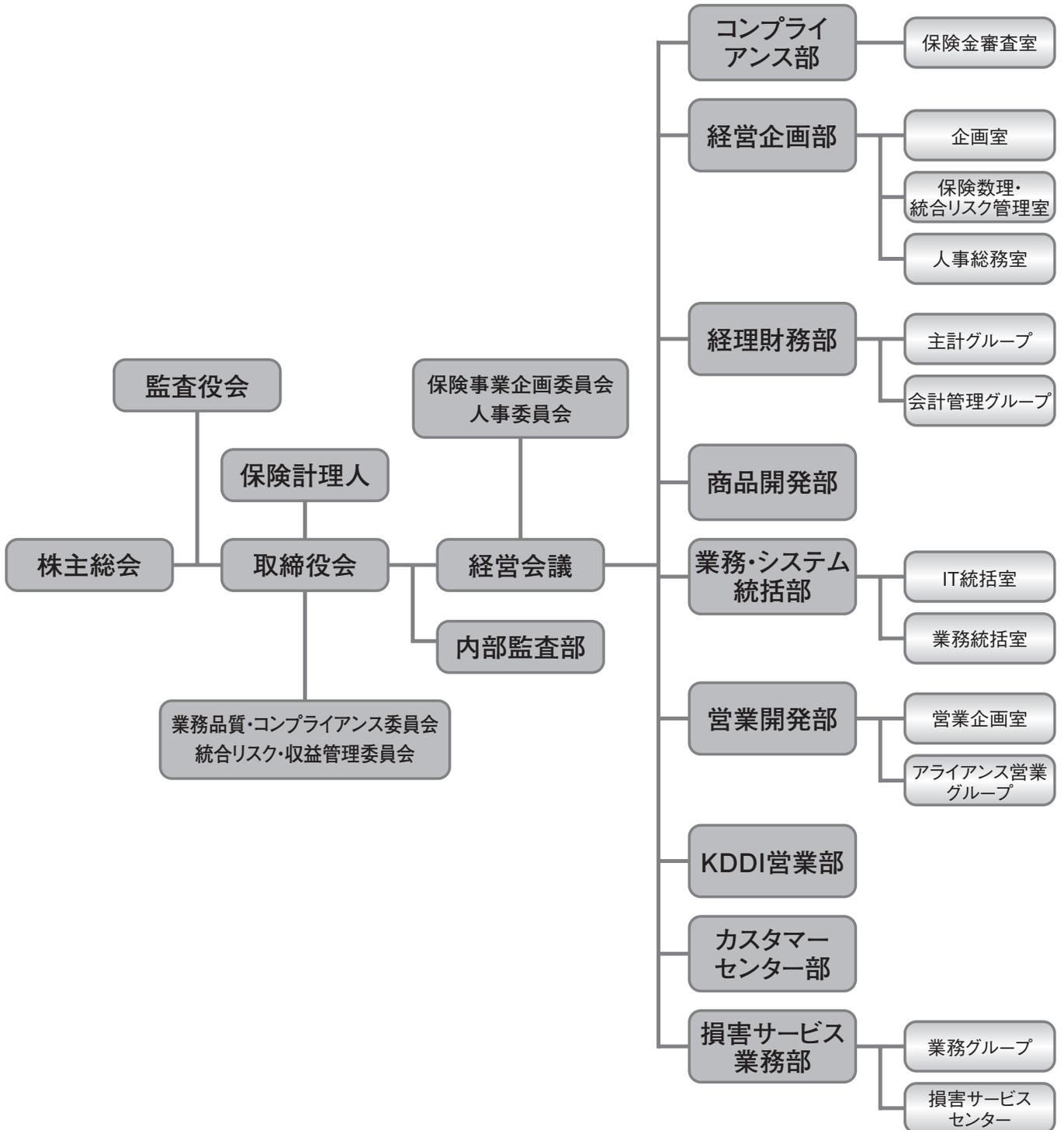


都盲協 笹川会長(左)と当社 伊東専務(当時)

組織

会社組織図

(2019年7月末日現在)



店舗の所在地

〒108-0075
東京都港区港南1-6-34 品川イースト2F

経営について

代表的な経営指標等	14
品質向上活動	15
勧誘方針	17
個人情報保護	18
情報開示	21
コーポレート・ガバナンスの状況	22
コンプライアンス	28
リスク管理	29
内部監査及び社外監査・検査	31
環境保護の取組み・社会貢献活動	32

代表的な経営指標等

経営について

(単位：百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	指標の解説
正味収入保険料	6,027	6,032	6,102	4,569	3,247	ご契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）及び受再保険料から、出再保険料、返戻金を控除し、さらに積立保険に係る積立保険料を控除したものです。
正味損害率	28.5%	49.9%	64.8%	63.1%	63.5%	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
正味事業費率	49.3%	40.4%	36.2%	45.2%	40.1%	損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額（保険引受に係る営業費及び一般管理費）を加えて、「正味収入保険料」で除した割合です。
保険引受利益 (△損失)	1,176	333	△649	△432	169	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、正味支払保険金・損害調査費・満期返戻金等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、保険引受に係るその他収支を加減したものです。
経常利益 (△損失)	1,019	171	△1,554	△347	200	正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金・満期返戻金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の「経常費用」を控除したものです。
当期純利益 (△損失)	951	26	△1,271	△1,440	194	「経常利益」に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものです。
単体 ソルベンシー・ マージン比率	434.8%	564.3%	497.8%	352.6%	840.2%	巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。通常200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
純資産	4,214	4,241	2,970	1,529	3,223	保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、「貸借対照表」上の「純資産の部合計」です。
総資産	11,198	12,075	9,747	8,335	11,381	保有する現金・有価証券・貸付金などの資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」です。
その他有価証券 評価差額金	—	—	—	—	—	その他有価証券及び金銭の信託（その他有価証券に準じて処理する運用目的・満期保有目的以外のものに限る）の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。
不良債権の状況 (リスク管理債権)	—	—	—	—	—	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、4つに区分されています。

注) 指標の解説は一般的な説明であり、当社の実態には一部あてはまらない場合があります。

お客様の声に対する取組み

●「お客様の声」対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受け止め、迅速、的確に対応させていただくことはもちろん、より良い保険商品・サービスのご提供や利便性の向上、様々な面での業務の改善を通じた「お客様本位の会社創り」に活用させていただいています。

「お客様の声」対応基本方針

au損害保険株式会社は、経営理念に基づき、すべてのお客様の声に対して迅速・適切・真摯な対応を行い、お客様満足度の向上に寄与するため、以下の行動指針に沿って取組を推進していきます。

1. 定義

(1) 「お客様」の定義

本方針における「お客様」の定義は、「au損害保険株式会社のあらゆる活動に関わるお客様」をいい、個人・法人等を問いません。

(2) 「お客様の声」の定義

本方針における「お客様の声」の定義は、「お客様から寄せられたすべての声（問い合わせ、相談、要望、苦情、紛争、おほめ、感謝等）」とします。

このうち、苦情の定義は、「お客様からの不満足の説明」とします。

2. 行動指針

(1) 基本姿勢

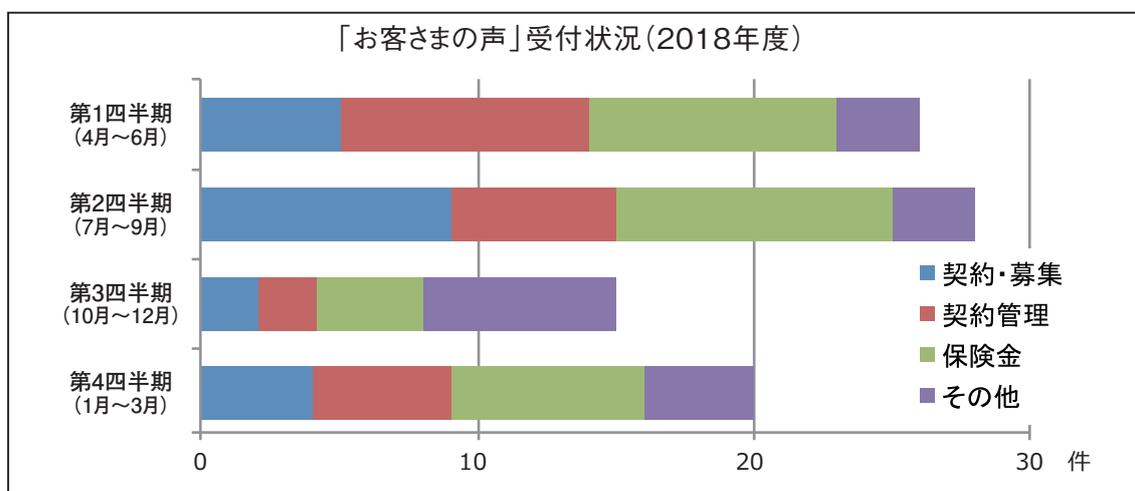
- ① 全役職員は、お客様から寄せられたすべてのお客様の声に対して、迅速・適切・真摯な対応を行います。
- ② 全役職員は、お客様の声は「お客様の信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識します。
- ③ 全役職員は、お客様の声に関する情報を収集分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客様満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

(2) お客様の声対応管理態勢

- ① お客様の声の対応に関する態勢を構築し、適切に運営します。
- ② お客様の声の対応に関する取組みおよび個別具体的な対応については、必要に応じ規程またはマニュアルに詳細を規定します。

●「お客様の声」受付状況

2018年度の「お客様の声」受付状況は以下のとおりです。

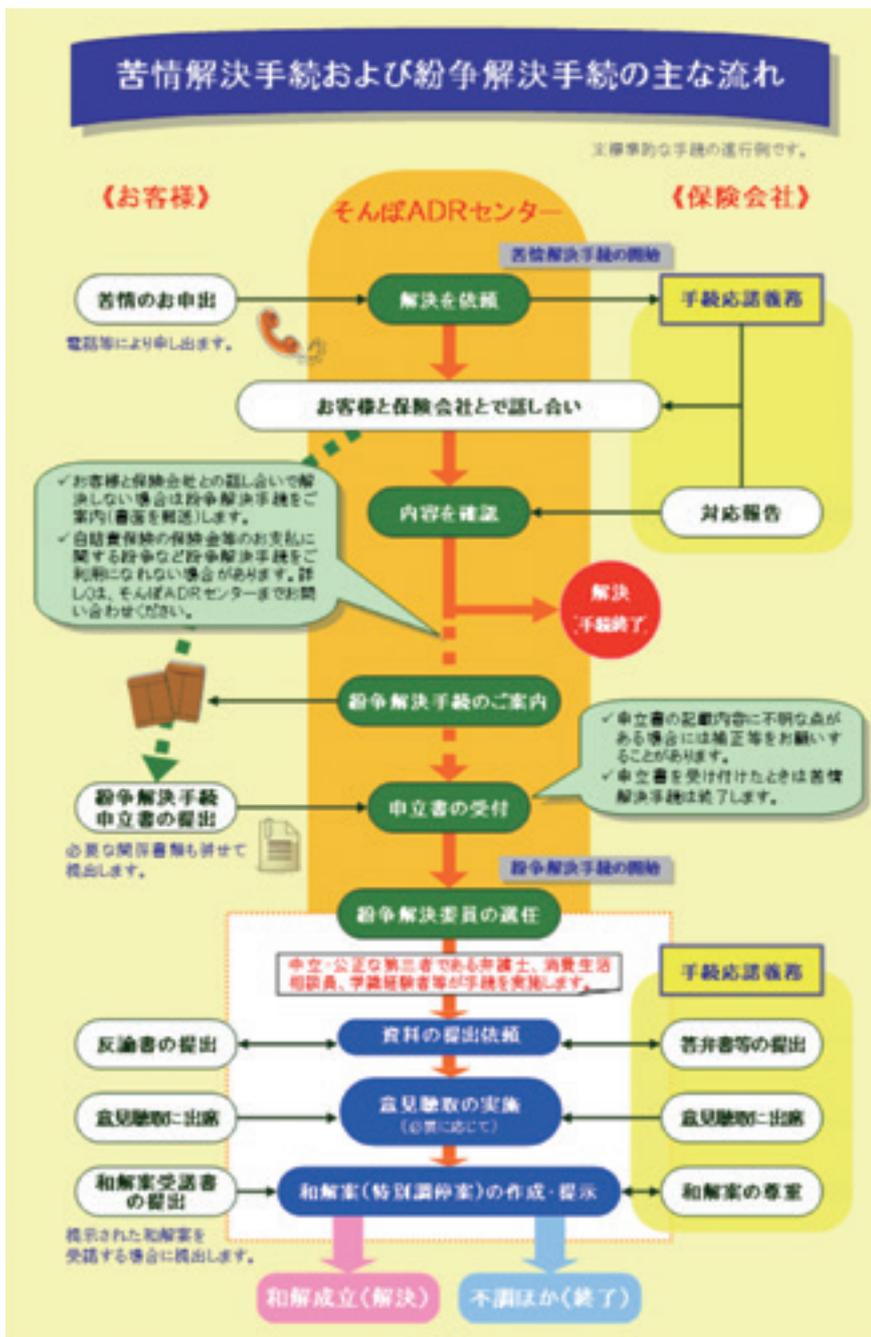


●「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。同センターが受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。



一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。
ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)
0570-022808
(受付時間:平日の午前9時15分～午後5時)

※IP電話からは、以下の直通電話へおかけください。

名称	直通番号
そんぽ ADR センター北海道	011-351-1031
そんぽ ADR センター東北	022-745-1171
そんぽ ADR センター東京	03-4332-5241
そんぽ ADR センター北陸	076-203-8581
そんぽ ADR センター中部	052-308-3081
そんぽ ADR センター近畿	06-7634-2321
そんぽ ADR センター中国	082-553-5201
そんぽ ADR センター四国	087-883-1031
そんぽ ADR センター九州	092-235-1761
そんぽ ADR センター沖縄	098-993-5951

※詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

勧誘方針

保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

●お客さまの立場に立った保険販売に努めます

- ・お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- ・お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- ・商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。また、当社はインターネットを通じた販売を行っており、お客さまにとって見やすく、わかりやすくご利用いただけるよう努めてまいります。

●適正な業務運営に努めます

- ・お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・お客さまのご意見、ご要望等を、商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- ・万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品の内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。
- ・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

お客さまの情報の取扱いに係る基本方針（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。

当社では、主にパソコン、およびモバイル端末、及び書面等を利用した、保険の申込、契約書、保険金請求書、取引書類、キャンペーン、及びアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報（下記8.の個人番号および特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除きます。下記8.をご覧ください。）を、次の目的および下記5.に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受の審査、引受および履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 保険契約の維持・管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求およびそれらのために引受保険会社等（海外にあるものを含みます）に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 当社が取り扱う商品の案内または提供、代理、媒介、取次、管理、ならびに当社のサービスおよびMS&ADインシュアランスグループ各社の他の商品・サービスの案内、提供、管理

当社およびMS&ADインシュアランスグループ各社（※1）が案内、提供する商品・サービス

*損害保険 *生命保険 *確定拠出年金 *融資 *投資信託 *天候・地震デリバティブ *健康・介護サービス *リスクマネジメントサービス *資産評価サービス *その他、金融商品・リスク関連サービス *その他、上記商品・サー

ビスに付帯・関連するサービス

（※1）MS&ADインシュアランスグループホールディング株式会社（以下、「持株会社」といいます。）のホームページ（<http://www.ms-ad-hd.com>）の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください

- (7) 当社のグループ会社であるKDDI(株)およびそのグループ会社（※2）が取扱う商品・サービスの案内
○KDDI(株)が取扱う商品・サービス
*移動通信事業 *固定通信事業 *インターネット関連事業 *コンテンツ・メディア事業 *CATV事業 *金融事業に付帯・関連する商品・サービスに関する情報
（※2）KDDI(株)のグループ会社はKDDI(株)のホームページ（<http://www.kddi.com/corporate/group/index.html>）をご覧ください
- (8) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内・提供
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (10) 当社が有する債権の回収
- (11) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融に係る商品・サービスの開発・研究
- (12) 他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行
- (13) その他、お客さまとのお取引等の適切かつ円滑な履行

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記8.をご覧ください。）を提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先（海外にあるものを含みます）に提供する場合
- ③ 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合
- ④ グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記5.をご覧ください）

- (2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのような個人データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（下記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。）

の取扱いを外部(海外にあるものを含みます)に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- ① 保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- ② 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③ 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

5. 個人データの共同利用

(1) グループ会社との共同利用

- ① MS&ADインシュアランスグループでは、持株会社がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社とグループ会社との間で、次の条件のもと、個人データ(個人番号および特定個人情報を除きます。下記8.をご覧ください。)を共同利用することがあります。

【個人データの項目】

- イ) 株主情報(氏名、住所、株式数等)
- ロ) 持株会社および当社が保有するお客さま情報(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報)

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランスグループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です。

グループ会社は持株会社のホームページ(<http://www.ms-ad-hd.com/>)の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。

なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

- ② 当社およびMS&ADインシュアランスグループ各社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまのお取引に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランスグループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です。

グループ会社は持株会社のホームページ(<http://www.ms-ad-hd.com/>)の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。

なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

- ③ 当社は、代理店(研修生を含みます。)の委託・採用・管理・教育等のために、代理店の店主・募集人・研修生等に関する個人データを共同して利用することがあります。

【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情

報、代理店委託・採用、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人・研修生等に関する情報

【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS&ADインシュアランスグループの国内保険会社です。

グループ国内保険会社は持株会社のホームページ(<http://www.ms-ad-hd.com/>)の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。

なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

(2) 損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

(3) 代理店等情報確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp>)をご覧ください。

6. 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(個人であるご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であって個人であるご本人の借入金返済能力に関するもの、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法

令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 特定個人情報等のお取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5.の共同利用も行いません。

9. 開示、訂正等のご請求

(1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、当社ホームページ (<https://www.au-sonpo.co.jp>)にあるお客さま専用ページをご確認いただくか、同ホームページのメールアドレスへのメールまたは、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。また、事故に関するご照会については、同じく「au損保事故受付デスク」(フリーコール0077-78-0365 受付時間:24時間365日)にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、当社ホームページ「個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の開示等のお手続き」を参照のうえご請求ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取扱う個人データ(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

11. 匿名加工情報の取扱い

(1) 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ① 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ② 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

④ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2) 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

12. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報(上記8.の個人番号および特定個人情報を含みます。)の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

当社からのダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、満期案内や保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は停止対象とはなりませんのでご了承ください。

申し込まれている当社メールマガジン(Eメール)の配信停止をご希望される場合は、お客さま専用ページよりお手続きください。

<お問い合わせ先>

【au損害保険株式会社】

ホームページアドレス

(<https://www.au-sonpo.co.jp>)

電話

03-6758-7373(本社大代表)

～所管部署をご案内します。～

(受付時間:午前9時～午後5時半 土日祝祭日・年末年始を除く)

なお、ご契約内容のお問い合わせにつきましては以下にお願いいたします。

○au損保カスタマーセンター

フリーコール 0800-700-0600

(受付時間:午前9時～午後6時 年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地

〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

(受付時間:9:00～17:00 土日祝祭日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

ディスクロージャー基本方針

ディスクロージャー基本方針 (2019年7月2日改定)

当社は、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1.情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2.情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示してまいります。

＜情報開示に関する主な項目＞

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、海外事業、システム、社会貢献、環境取り組み、グループ会社関連

3.情報開示の方法

当社からの情報開示は、インターネットホームページ、ニュースリリースなどを通じ、お客さまをはじめとする皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

当社をさらにご理解いただくために

●公式ホームページ

当社の商品・サービスを中心に当社をご案内するサイトです。パソコンはもちろん、スマホでの視認性、操作性を強化して、より皆さまに当社をご理解いただけるよう画面設計しております。

- ・若い世代や初めてネットで保険に入られるお客さまにも、親しみやすくわかりやすい商品説明画面を目指しました。
- ・「会社情報」では、企業の概要、社長メッセージ、沿革などを、「au損保からのお知らせ」では、ニュースリリースやトピックスといった当社の取組み・活動状況をご紹介します。
- ・お申込みに関する情報、事故のご連絡、各種お手続きなどもこちらから承っております。

(<https://www.au-sonpo.co.jp>)

●お客さま専用ページ (ご契約者ホームページ)

いつでもご契約内容確認、各種変更手続きやお問合わせが可能なご契約者ホームページです。



内部統制システムに関する基本方針

当社は、「MS&ADインシュアランスグループ経営理念」および「KDDI(株)基本理念」の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社、MS&ADインシュアランスグループ全体及びKDDIグループ全体の企業価値の向上に努めていく。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスに係る規程を整備し、すべての役員が常に念頭におくべきコンプライアンスの基本原則と具体的な行動指針を徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る基本方針および実行計画等の重要課題に対する審議・検証および提言を行う業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に進捗状況を取締役に報告する。
- (3) 全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括するために、コンプライアンスを統括する部門を設置し、被監査部門から独立した内部監査部門と連携の上、コンプライアンスの徹底状況を監査する。
- (4) コンプライアンス・プログラムを取締役会で決議し、進捗管理と見直しを行うとともに、社内に徹底する。
- (5) 当社の役員が、法令または社内ルール等の違反の疑義を発見した場合の報告ルートを決めるとともに、通常の報告ルートのほかに、コンプライアンスを統括する部門および外部の弁護士事務所宛に通報できる内部通報制度を整備する。
- (6) 反社会的勢力に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (7) コンプライアンス・マニュアル等を活用し、あらゆる機会を捉えて、コンプライアンスに係る社員教育を徹底する。
- (8) アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

- (9) お客さま情報管理に関する基本方針を定め、個人情報情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。
- (10) 利益相反管理に関する基本方針を定め、利益相反管理のための体制を整備する。
- (11) 取締役会規程を定めるとともに、取締役会の決議事項等は不断の見直しを行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役会は、文書(電磁的媒体の記録を含む)管理に関する規程を制定し、職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理に関する規程に基づき、これら文書を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する方針を定め、リスク管理方針・全社的リスク管理のための規程を制定し、経営に重要な影響を与えるリスクに関する基本方針等を定める。
- (2) 具体的なリスク管理規程をリスクカテゴリー等により個別に作成し、必要に応じ随時見直す。
- (3) リスク管理の実効性を確保するための委員会を設置し、各種リスク管理および統合リスクに関する重要事項について審議する。
- (4) 取締役会は、上記委員会での審議を踏まえ、各種リスクに係る管理・運営方針を決定する。
- (5) 大規模自然災害等の事業継続に重大な影響を与えるリスクに関しては、危機管理に関する規程を整備するとともに平時および有事における管理体制を構築する。
- (6) 管理すべきリスクを明確化するとともにその所在を的確に把握し、リスクの性質に応じた適切な管理を行う。
- (7) リスク情報はリスク統括部門において一元的に管理し、必要に応じて取締役会等に報告される態勢を確保する。
- (8) 内部監査部はリスク統括部門と連携し、リスク情報を踏まえた実効性の高い業務監査の実施に努める。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、業務執行と重要事項の決定および監視・監督の機能分化を図り、取締役の責任を明確にする。
- (2) 取締役会は毎月1回定例で開催するほか必要に応じて臨時で開催するとともに、経営戦略等に係る重要事項については経営会議を定例開催して事前協議のうえ、取締役会に付議・報告する。
- (3) 取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等を整備し、取締役、執行役員の職務分担および意思決定の基準の明確化を図るとともに、各部門への合理的な権限付与を通じて取締役の職務遂行の効率性を確保する。

5.財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) ディスクロージャーに関する基本方針を定め、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (2) 取締役会は、法令等に基づく情報開示に関して、財務報告における適正性の確保および内部統制の有効性評価を検証する体制を整備する。

6.当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険(株)策定の「国内子会社管理基準Ⅱ」に則り、経営の独立性を損なわない範囲で、経営上重要な方針・計画やリスク情報・開示情報の迅速な伝達体制を構築する。
- (2) 当社は、関連会社等との取引および業務提携等について、アームズ・レングス・ルールおよびその他のファイヤーウォールを適切に機能させるための体制を整備する。

7.監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
 - ① 取締役会は、監査役の求めにより監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分等人事に関わる事項については、監査役の同意を必要とする。

(2) 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかにこれに対応するものとする。
 - ② 取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
 - ③ 取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。
 - ④ 監査役は、上記の他、適時かつ的確に重要情報を得るため、経営会議その他の重要会議に出席できることとする。
- (3) 取締役と監査役は、定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
 - (4) 取締役は、監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等、外部専門家との連携を図る環境を整備する。
 - (5) 取締役は、監査役と内部監査部門および会計監査人との定例的会合実施の環境を整備する。

8.内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、内部監査に関する基本方針を定め、効率的かつ実効性ある内部監査を実施するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 取締役会は、内部監査規程を制定し、内部監査に係る基本的事項(内部監査の目的・対象、内部監査部門の独立性や業務・権限・責任の範囲、情報入手体制、報告体制等)を定める。
- (4) 取締役会は、内部監査に関する基本方針に則り被監査組織のリスク評価結果等を踏まえた上で、年度の内部監査計画を策定する。
- (5) 当社は、内部監査計画を適切に遂行するため、適切な人材を配置する。
- (6) 内部監査部門は、監査の実施後、被監査組織に(必要に応じ関係部門へも)内部監査結果を通知して是正・改善を求め、対応状況を確認するとともに、内部監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を取締役に報告しています。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンスに関する各種規程・マニュアルを策定しています。また、不祥事件の受付・届出件数や内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・プログラムの進捗状況など、コンプライアンスに係る重要事項について審議・検証を行う業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、2018年度は9回開催しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会、経営会議等に関する議事録、その他会社情報管理規程に定める文書およびその他の情報等について、適切に管理されていることを確認しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に内在する各種リスクを把握し、統合リスク管理を適切に行うためにリスク管理部門および統合リスク・収益管理委員会を設置しています。2018年度は統合リスク・収益管理委員会を13回開催し、リスクおよびリスク管理状況をモニタリングしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議の適切な運営を通じ、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立をはかるべく、執行役員制度を導入し、経営意思決定および監視・監督機能と業務執行の機能を分離した経営体制を構築しています。

2018年度は取締役会を16回、経営会議を15回開催しています。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、持株会社によるグループ全体の有効性評価を踏まえ、当社の内部統制取り組みの評価および期中に発生した不備と是正状況等を取締役に報告しています。

6. 当社並びにその親企業等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社との間で締結している経営管理契約・経営および業務運営に関する覚書において、親会社の承認事項および報告事項を定め、適切な運用を確保しています。

また、関連会社とのアームズ・レングス・ルールを厳格に運用しています。

7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制
当社は、監査役業務補助者として兼務使用人1名を配置し、監査役会議長と協議の上で適切な人材を配置しています。

(2) 監査役への報告に関する体制
取締役および執行役員は「取締役規程」「執行役員規程」に定められている報告義務の重要性を認識し、職務執行を行っています。当社の役職員が監査役等へ直接通報可能な内部通報制度を運用するとともに内部通報制度の状況等について、定期的に監査役へ報告されていることを確認しています。

(3) その他
当社は、監査役が取締役会のほか、経営会議や各委員会へ出席しています。また、代表取締役と監査役の意見交換会を2018年度は2回実施しています。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、効率的かつ実効性のある内部監査に向けた内部監査計画にもとづき、当社のすべての業務活動を対象として、内部監査を実施しています。また、内部監査部門は、内部監査の結果を取締役会、監査役へ定期的に報告しています。

利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関(以下「当社等」といいます。)が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1.対象取引およびその類型

(1)対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」(以下「対象取引」といいます。)とは、当社等が行う取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2)対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

- ①お客様の利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
- ②お客様の利益と当社等の他のお客様の利益が相反するおそれのある取引

2.対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
- ④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

3.利益相反管理体制

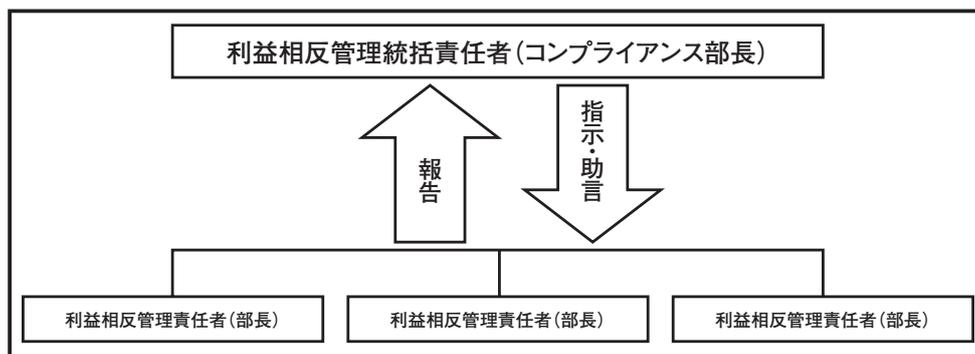
当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客様の利益が不当に害されることのないように努めます。

4.利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、「MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の利益相反管理の対象となる会社の範囲」に定めるとおりとします。

●au損保の利益相反管理体制図



コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役設置会社であり、経営意思決定と監督機関の機能分担を明確にした経営体制を構築しています。2019年7月末日現在の経営体制は、取締役6名、監査役3名で構成されています。

●取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、当社の経営方針や経営戦略上の重要なテーマについての意思決定ならびに業務執行の監督を行い、毎月1回の定時開催に加えて随時開催しています。また、監督機能の強化と適正かつ迅速な経営意思決定の確保に向け、取締役会の諮問委員会として、業務品質・コンプライアンス委員会、統合リスク・収益管理委員会を設置しています。

・業務品質・コンプライアンス委員会

「お客さま本位の会社」実現に向け、お客さま接点の業務品質の向上および適正な業務運営の推進等を目的として取締役会の諮問事項ならびに全社共通および部門横断の重要課題に関する付議事項について審議・検証および提言を行います。

・統合リスク・収益管理委員会

経営の健全性確保および収益性向上に向け、リスク管理、危機管理および収益管理に関する付議事項について審議・検証および提言を行います。

●監査役会

監査役会は3名（うち常勤監査役1名）で構成され、監査役は監査役会を定期開催し、監査方針や方法等の決議を行うほか、監査に関する重要事項についての報告・協議を行うとともに、取締役会をはじめ、経営会議や各種委員会といった重要な会議へ出席し、意見を述べるなど、法令に定められた監査に加え、取締役の業務執行の監査を行っています。また、監査役は内部監査部門（内部監査部）および外部監査部門（会計監査人）と定例会議を開催し、情報・意見交換を行うなど、連携して監査・検査内容の向上に努めています。

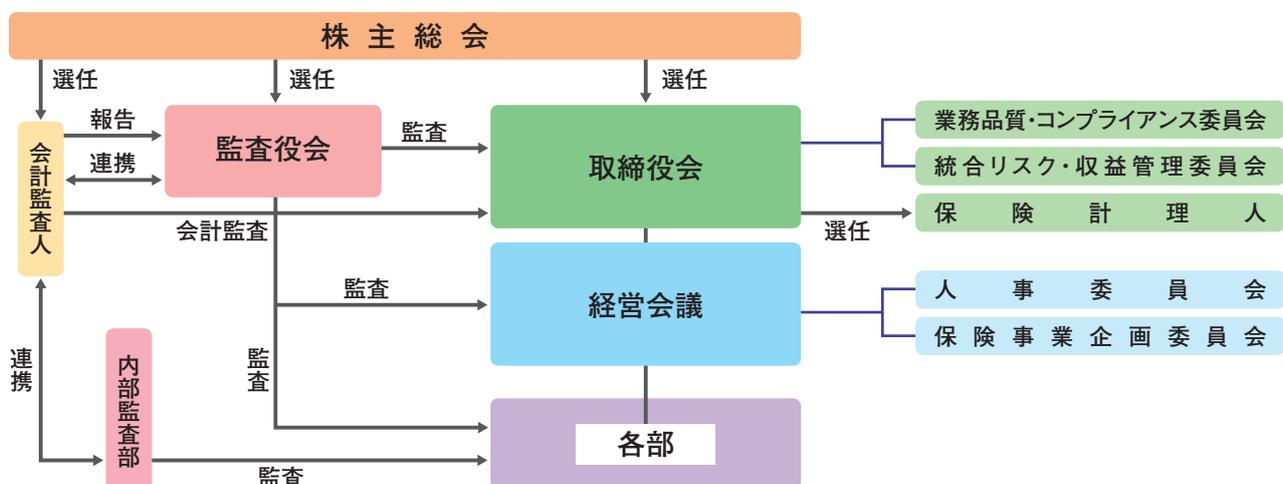
●経営会議

業務執行に係る重要な事項の協議・決定を行う会議体として経営会議を設置しています。

経営会議は、毎月2回の定例開催に加えて、必要に応じて随時開催しています。また、重要な政策課題別に人事委員会、保険事業企画委員会を設置しており、経営会議および担当役員の諮問事項のほか、全社共通および部門横断の重要課題について審議・検証および提言を行い、必要に応じて担当部門が経営会議等へ付議しています。

●コーポレート・ガバナンスの体制図

(2019年7月末日現在)



社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役1名はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の執行役員であります。

また社外監査役3名のうち1名は常勤であり、他2名は各々KDDI株式会社グループ会社の監査役およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の管理職であります。

当社との主な関係については、KDDI株式会社は、当社発行済株式総数の51.0%(2019年7月末日現在)を保有する大株主であり、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は当社発行済株式総数49.0%(同上)を保有する大株主であります。そして、両株主より継続的に経営指導、業務支援を得ております。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係遮断に努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保するため、以下を当社の反社会的勢力に対する基本方針として掲げます

反社会的勢力に対する基本方針

- 1.au損害保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2.反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3.反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

コンプライアンス基本方針

コンプライアンス基本方針（抄）

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置付け、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

○基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社が定める社内規定（以下これらを「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

コンプライアンスの推進

●コンプライアンス推進体制

取締役会の諮問機関として「業務品質・コンプライアンス委員会」を設けており、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部を中心に、コンプライアンスに関する全般的な推進を行っています。

また、募集文書についても、コンプライアンス部が、関連各部門と連携を図りながら一元的に審査・点検を行っています。

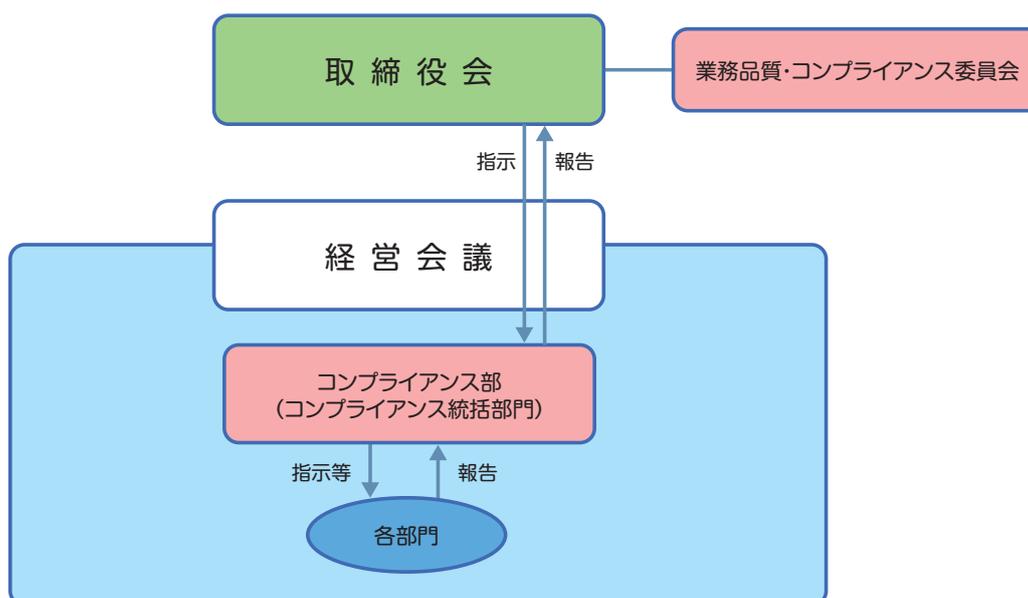
●コンプライアンスプログラムと研修

具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を取締役会で策定し、この計画に沿って法令等遵守の活動に取り組んでいます。

入社時からコンプライアンス研修を行い、コンプライアンス・マニュアルの活用により実効性を高めています。

自主点検、代理店への点検・監査を通じて不適正事案・不祥事件の未然防止、早期発見と改善に努めています。

●コンプライアンス体制



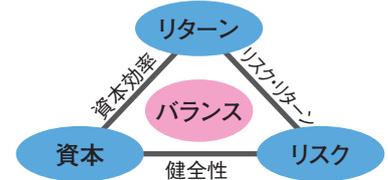
ERM経営推進の取り組み

当社はERM経営の推進に向けて、「リスク選好方針(*1)」を定め、健全性、収益性、資本効率のバランスに係る基本的な考え方を明確化するとともに、この「リスク選好方針」に連動した「経営計画」を策定・遂行しています。さらに、「リスク選好方針」と「経営計画」に整合的なリスクリミット(*2)の設定・管理やリスク・リターン指標(*3)のモニタリングを通じてリスク選好の状況を検証し、必要に応じて経営計画等の見直しを実施しています。このERMサイクル(経営のPDCAサイクル)を推進することで企業価値の拡大を目指すとともに、ERMに関する協議・検証機関として「統合リスク・収益管理委員会」を設置し、ERM態勢の強化を図っています。

(*1) 目指すべきリスク・リターン・資本のバランスを定義するもので、どのようなリスクをどの程度とるのかといった、リスクの取得方針を定めています

(*2) 過度なリスクテイクにならないように設定する許容水準のことで、リスクがこの範囲内に収まるように管理しています

(*3) 取得しているリスクに対して、どれだけリターンが得られているかを示す指標をいいます



リスク管理

当社はリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、多様化・複雑化する経営上のリスクを正確に把握・評価し、適切に管理することによって経営の健全性確保に努めています。

●リスク管理方針

MS&ADインシュアランスグループの「リスク管理基本方針」に沿って、取締役会で「リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

●リスク管理体制

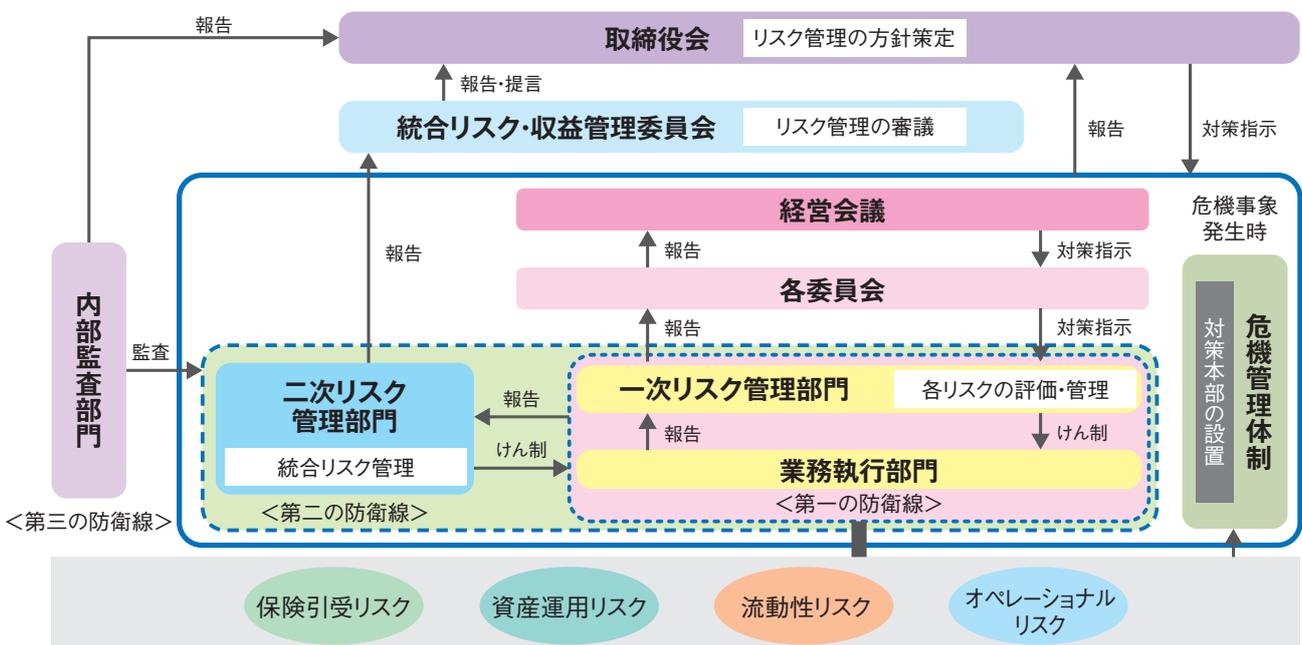
リスク管理全般を監督し統合的なリスク管理を行うために、統合リスク管理部門と統合リスク・収益管理委員会を設置しており、重要なリスク情報は統合リスク・収益管理委員会での審議を通じ、取締役会へ報告する体制としています。

また、リスク管理を適切に行うために3つの防衛線を持つ「3ラインディフェンス」態勢を構築しています。

第一の防衛線は一次リスク管理部門と業務執行部門が担い、一次リスク管理部門は業務執行部門が所管する業務に係るリスクをコントロールし、把握したリスクやリスク管理の状況について二次リスク管理部門に報告します。

第二の防衛線は二次リスク管理部門が担い、一次リスク管理のモニタリングを行います。また、二次リスク管理部門は統合リスク管理部門として定量・定性両面から統合リスク管理を行い、統合リスク・収益管理委員会、取締役会に報告します。

第三の防衛線は内部監査部門が担い、第一および第二の防衛線で実施されているリスク管理プロセスの有効性を評価し、取締役会に報告します。



●統合リスク管理

当社では、定量・定性両面から当社全体のリスクの状況を管理する統合リスク管理を行っています。

<定量的な管理>

保険引受リスク等を確率論的手法により計量化し、これらを会社全体のリスク量として統合の上、資本と対比することにより、資本が十分に確保されているかどうかを把握・管理しています。また、リスク量を適正な水準に制御するため、各リスクカテゴリーにリスクリミットを設定しています。

さらにストレステストとして、経営環境の著しい変化を想定して、ストレス発生時の影響の確認を行っています。

<定性的な管理>

当社のリスク特性や外部環境の変化等を踏まえ、想定されるリスク(エマージングリスク(*4)を含む)を洗い出し、経営への影響度から重点的に対応するリスクを明確にするとともに、その影響度に応じたリスク管理取組計画を策定し、取組状況等のモニタリングを行っています。

(*4)現時点では大きな脅威ではないが、中期的に当社経営に影響を与える可能性のあるリスク、及び現時点では当社経営への影響の大きさや発生時期は不明であるが、認識しておくべきリスクをいいます

●主要なリスクとその管理方針

<保険引受リスク>

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して大幅に変動し、損失を被るリスクをいいます。当社では、保険商品別の収支状況やリスクの特性を把握・分析し、適切な保険料率の設定・運営を行うとともに、適切な再保険(※)を設定すること等によりリスク管理を行っています。

(※)再保険について

(1)再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定化を図るために、保険金支払い責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を行っています。

(2)再保険方針

当社は、経営の健全性維持のために、保険引受リスクの適正な管理・保険成績の安定化の視点から保有・出再方針を定め、再保険を手配しております。

再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関による格付けをベースに策定した当社取引相手会社信用度基準を遵守し、信用度の高い出再先の選定を行っています。

なお、当社においては受再は行っておりません。

<資産運用リスク>

資産運用リスクとは、保有する資産の価値やそこから得られる収入が減少するリスクを指し、その性質から市場リスク、信用リスク及び不動産投資リスクの3つに分類されます。当社では、負債特性を踏まえた適切な資産を十分に保有し、資産の健全性と安定的な収益が確保できるように努めています。

<流動性リスク>

流動性リスクは、その性質から「市場流動性リスク」と「資金繰りリスク」の2つに分類されます。当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金の流入の動向を踏まえ、適切な資金繰り管理を行っています。

<オペレーショナルリスク>

オペレーショナルリスクとは、役職員等が事務ミス・事故・不正等を起こす、または災害等の外部要因等により損失を被るリスクをいいます。当社では、「事務リスク」「情報資産リスク」「企画・開発リスク」「法務リスク」「事故・災害リスク」「風評リスク」「人的リスク」「外部委託リスク」の8つに分類し、各種規程・マニュアル等の整備、および各部門における自主点検や研修の実施等により管理態勢を整備し、リスクの軽減に努めています。

●危機事象発生時の対応体制

当社は、通常のリスク管理とは別に、非常時の管理体制として危機管理規程等にもとづく危機管理体制を構築しています。

そして、首都圏巨大地震等の重大な自然災害や、新型インフルエンザに代表される伝染病流行時等、当社の事業継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、事業継続計画(BCP)に従いお客さま対応に係る業務継続に経営資源を集中いたします。

また、事業継続計画(BCP)の実効性の確保のため、平時から教育や演習を実施するとともに、定期的に事業継続計画(BCP)の検証と見直しを行い、的確な事業継続態勢(BCM)の確立に努めています。

内部監査

「内部監査基本方針」に基づき、内部監査態勢を整備し、他部門から独立した立場で内部監査を実施する内部監査部を設置しています。内部監査は、経営目標の効果的な達成および会社の持続的成長と企業価値向上に資することを目的として、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行っています。

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務です。内部監査部は、これらの監査対象に係るリスクの状況を評価し、各年度の「内部監査計画」を策定して、取締役会がこれを決定しています。

内部監査部は、取締役会が決定した「内部監査規程」および「内部監査計画」に基づき、部室等の部署ごとに行う内部監査や、特定の業務領域等を対象として組織横断的に行う内部監査、資産の自己査定手続に関する内部監査を実施しています。

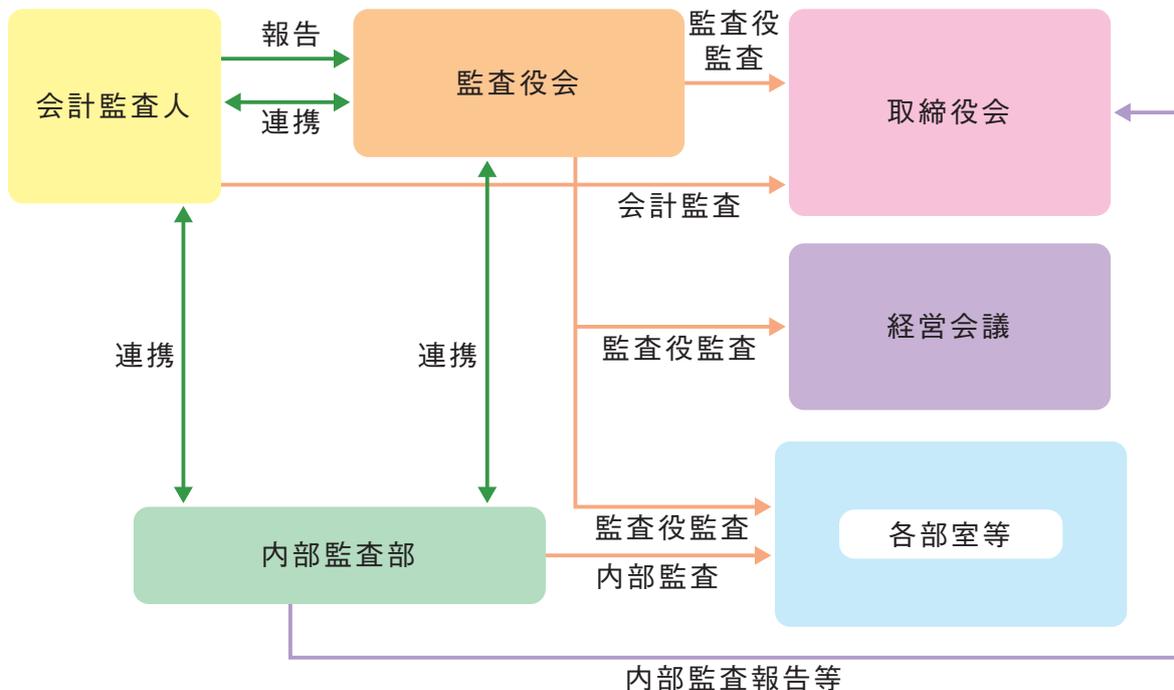
内部監査実施後、内部監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知し、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告等に基づき、それらの改善状況をフォロー・確認します。さらに、内部監査結果等を定期的にと取締役会に報告しています。

社外監査・検査

当社は、外部の監査として、法令に基づき会計監査人による会計監査を受けています。また、保険業法の定めにより金融庁の検査等を受けています。

監査体制

(2019年7月末日現在)



環境保護

●環境にやさしいビジネスモデル

当社はスマートフォン・パソコン等で保険の手続きをすべて完結することができます。申込書不要、証券等不発行により紙資源を節約することができる環境にやさしいビジネスモデルを構築しております。

社会貢献活動（当社のCSR活動）

●早稲田大学商学部講義に伊東専務（当時）登壇（2018年7月）

早稲田大学商学部とあいおいニッセイ同和損保およびMS&ADインターリス্ক総研の提携講座「新時代の保険事業」の講師として、当社伊東専務（当時）が登壇し「新時代のモバイル保険の挑戦」をテーマに当社の事業戦略について約200名の学生に対して講義を行いました。



講義する伊東専務（当時）

●東京都盲人福祉協会に寄付金を贈呈（2019年2月）

昨年に続き、「視覚障害者とタンDEM（二人乗り自転車）を楽しむ集い」の活動に対し、寄付金を贈呈しました。（P11「トピックス」参照）

SDGs達成に向けた取組み

当社は、安心・安全な社会の構築に資する保険商品を開発・提供するなどの事業活動を通じ、国際連合が掲げるSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)達成を含めた、持続可能な社会づくりに貢献することを目指します。



●自治体との連携による「安心して自転車を利用できる社会」の実現

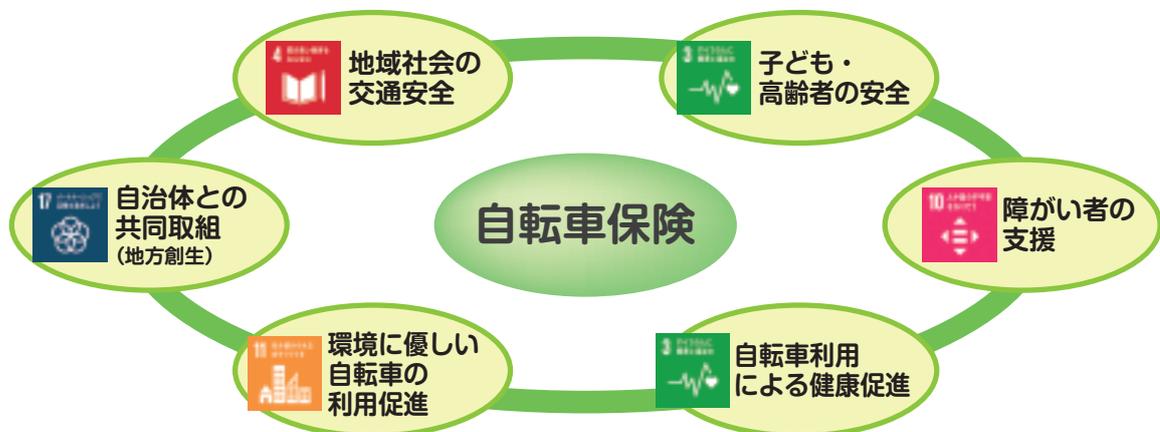
当社は自治体との連携により、「シニア向けの自転車向け保険の商品化」や「ヘルメット着用を促進する新たな保険商品の開発」、「自転車ながらスマホの撲滅に向けた取組」など、脆弱な立場にある、子ども、障がい者および高齢者のニーズを配慮し、環境にやさしく、安全でかつ安価で容易に利用できる、自転車の利用促進に貢献しています。

主な活動

- ①ルール・マナーの啓発(ルールマナー確認書、ながらスマホ撲滅、コバトンプロジェクト)
- ②ヘルメットの普及による自転車安全向上(寄付金モデルによるヘルメットの寄贈)
- ③メディアを使った保険普及活動(テレビ・ラジオ番組、自治体広報誌、新聞、デジタル媒体誌、電車動画広告等でのPR活動)
- ④高齢者や子供を守るための保険商品開発・販売(高齢者専用自転車向け保険のBycleS、ヘルメット特約)



関連する主なSDGs



●一般社団法人日本損害保険協会の一員としての取組み

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。主な取組みは以下のとおりです。

1.交通安全対策

- (1)交通事故防止・被害者への支援
- (2)交通安全啓発活動



2.防災・自然災害対策

- (1)地域の安全意識の啓発
- (2)地域の防災力・消防力強化への取組み



3.犯罪防止対策

- (1)盗難防止の日(10月7日)の取組み
- (2)自動車盗難の防止
- (3)不正修理業者に関する注意喚起
- (4)啓発活動



4.環境問題への取組み

- (1)自動車リサイクル部品活用の推進
- (2)自動車修理における部品補修の推進
- (3)エコ安全ドライブの推進
- (4)環境問題に関する目標の設定



5.保険金不正請求防止に向けた取組み

- (1)保険金不正請求ホットラインの運営
- (2)保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出
- (3)保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開



保険商品・サービス

取扱い商品と新商品開発・改定	36
保険の仕組み	38
約款	38
保険料	39
保険金	40
損害サービス	43

(1) 販売商品の一覧(個人向け・法人向け)

(2019年7月末日現在)

■ 個人向け商品

● スタンダード傷害保険

- **自転車向け保険 Bycle**
自転車事故重視の交通事故によるケガなどを補償する保険です
付帯サービス:自転車ロードサービスプレミアム
- **自転車向け保険 Bycle Best**
自転車事故重視の日常生活、スポーツやレジャー中のケガなどを補償する保険です
付帯サービス:自転車ロードサービスプレミアム
- **自転車向け保険 Bycle S**
70歳から89歳の方を対象とする高齢者専用の自転車向け保険です
自転車事故重視の日常のケガも補償する傷害保険です
付帯サービス:自転車ロードサービスプレミアム
- **ケガの保険 交通事故**
交通事故によるケガなどを補償する保険です
- **ケガの保険 日常の事故**
日常生活、スポーツやレジャー中のケガやアクシデントなどを補償する保険です

● ペット医療費用保険

- **ペットの保険 通院なしタイプ**
ペットである犬・猫が入院・手術した場合の治療費用を補償する保険です
付帯サービス:かかりつけ獣医師ダイヤル
- **ペットの保険 通院ありタイプ**
「通院なしタイプ」の補償に加えて通院した場合の治療費用も補償する保険です
付帯サービス:かかりつけ獣医師ダイヤル

● 海外旅行保険

- **海外旅行の保険**
海外旅行中の病気やケガなどのアクシデントなどを補償する保険です
付帯サービス:海外アシスタンスサービス

● 国内旅行傷害保険

- **国内旅行の保険**
国内旅行中のケガなどを補償する保険です
- **ゴルフの保険**
ゴルフ中のアクシデントなどを補償する保険です

■ 法人向け商品

- **スタンダード傷害保険**
交通事故や日常生活におけるケガなどを補償する保険です
- **約定履行費用保険**
法人(被保険者)とその相手方である第三者との間で、一定の偶発な事由が生じたときに、法人が第三者に対して一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約束(約定)をしている場合に、法人が約定の責任を果たすことによって負担する費用を補償する保険です
- **盗難保険**
保険の対象が盗難された場合に補償する保険です
- **クレジットカード盗難保険**
クレジットカードが盗難され、不正利用された場合などに被る損害を補償する保険です
- **クレジットカード用旅行傷害保険(国内旅行・海外旅行)**
クレジットカードに付帯する傷害保険です
クレジットカード会員の旅行中のケガなどのアクシデントを補償する保険です

■ その他の商品(提携保険会社の商品)

- **総合自動車保険(au自動車ほけん)**
この保険契約の引受保険会社は、三井ダイレクト損害保険株式会社となります
- **24時間単位型自動車運転者保険(ワンデーサポーター)**
この保険契約の引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります
- **賃貸住宅補償総合保険(新バリュープラン)**
この保険の引受保険会社はe-Net少額短期保険株式会社およびNext少額短期保険株式会社となります
- **新マイホーム家財総合保険(新マイホーム家財総合保険)**
この保険の引受保険会社はe-Net少額短期保険株式会社およびNext少額短期保険株式会社となります
- **車両専用保険(すぽくる)**
この保険の引受保険会社は日本少額短期保険株式会社となります

※上記の商品について、当社は取扱代理店として保険契約締結の媒介を行っており、保険契約の締結および保険料の領収は行いません

(2) 新商品の開発、改定状況

実施年月日	項目	概要
2011年 5月 25日 (開業)	スタンダード傷害保険および国内旅行傷害保険を販売開始	自転車向け保険等
2011年 11月 29日	海外旅行保険を販売開始	
2012年 3月 8日	約定履行費用保険を販売開始	
2013年 2月 6日	盗難保険を販売開始	
2013年 10月 1日	スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険の補償内容を改定 スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険の料率を改定	暴力団排除条項の導入、酒気帯び運転の補償対象外化等
2013年 12月 18日	海外旅行保険を改定	・家族旅行特約の新設 ・航空機寄託手荷物遅延費用補償特約の新設
2014年 4月 7日	ペット医療費用保険を販売開始 保険料払込方法・支払方法の拡充	コンビニエンスストアでの保険料支払いの取扱い等を開始（スタンダード傷害保険・ペット医療費用保険）
2014年 8月 29日	クレジットカード盗難保険を販売開始	
2015年 10月 1日	スタンダード傷害保険の料率を改定	
2015年 12月 1日	国内旅行傷害保険の料率を改定	
2016年 10月 1日	ペット医療費用保険を改定	通院治療費用保険金補償特約の新設
2017年 2月 16日	スタンダード傷害保険を改定	ヘルメット着用中死亡特別保険金補償特約の新設
2017年 3月 1日	クレジットカード用旅行傷害保険（国内旅行・海外旅行）を販売開始	
2017年 10月 1日	スタンダード傷害保険の料率等を改定	後遺障害等級第1～7級限定補償特約の取扱いを開始
2019年 8月 1日	ペット医療費用保険を改定	保険料の見直し等

(1) 保険制度

損害保険は、共通の危険を持つ多くの人が集合し、合理的な計算に基づいた拠出(保険料の払込み)をすることにより、そのうちのある方が「一定の偶然な事故」にあった場合に、その拠出の中から損害の補償(保険金)を受け取ることができるという仕組みです。

つまり、損害保険制度とは、「大数の法則」を利用して相互にリスクを分散し、経済的補償を与えることにより、個人生活と企業経営の安定に大きく寄与することができる制度と言えます。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が「一定の偶然な事故」によって生じる財産上の損害を補償することを約束し、それに対してご契約者とその「一定の偶然な事故」の発生可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束することによって、成立する契約です。

したがって、双務・有償契約であり、ご契約者と保険会社の意思の合意のみで成立する諾成契約という性質を有しています。適正でご契約者のご希望に沿った正確な契約引き受けのため、当社ではご契約にあたり、ご契約の特に重要な事項について、「お申し込み内容のご確認」を用いてご確認させていただいている他、契約成立後も「お客さま専用ページ」の契約確認画面に表示しています。

約款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容を定めたもので、ご契約者・被保険者(補償の対象となる方)と保険会社の権利・義務が具体的に記載されています。約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約があります。

※ 約款に記載される主な事項

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ① 保険の対象となる事故、損害 | ② 保険金をお支払いできない場合 |
| ③ 保険金の算出方法 | ④ 保険会社へ申し出・連絡すべき事項(契約前、契約後、事故発生時等) |
| ⑤ 保険契約が失効もしくは無効となる場合 | ⑥ 保険契約が解約・解除される場合 |

(2) 契約時の留意事項

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品であり、その内容は約款で定められています。ご契約にあたっては、約款の内容につき、十分にご確認の上、お申し込みください。

特に以下のようなことをご確認いただく必要があります。

- ・どのような事故が補償の対象となるのか
- ・重要な事実を保険会社に正確に申し出ているか
- ・契約後、どのような場合に保険会社に通知をしなければならないのか
- ・支払われる保険金はどのように決められるのか(一定以上の損害に達しないと保険金が支払われない場合や、損害の額から一定額を差し引いて保険金が支払われる場合があります)
- ・どのような場合に保険金が支払われないのか
- ・どのような場合に保険契約が効力を失うのか
- ・解約した場合にどのようなことになるのか
- ・事故発生時にどのように対応すればよいのか

なお、お申し込み内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 約款に関する情報提供

約款の内容については、ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)とは別に、その内容をわかりやすく説明した商品説明ページ、重要事項のご説明(重要事項説明書)等をホームページ上にご用意しています。

よくご覧いただき、十分理解された上でのご契約をお願いします。

(1) 保険料の収受・返戻

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時に支払いただく必要があります。保険のお申し込みをいただいても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、当社は保険金をお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険料のお支払いは、「クレジットカードによるお支払い」または「au携帯電話(スマートフォンを含む)の通信料金に合算してのお支払い(aucanたん決済)」に加え、「コンビニエンスストアでのお支払い」(一時払のみ)と、便利な方法をご用意しています。

なお、「コンビニエンスストアでのお支払い」の場合、契約時の保険料のお支払いは、別途定めたお支払期限までとなります。

また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款等をご確認ください。

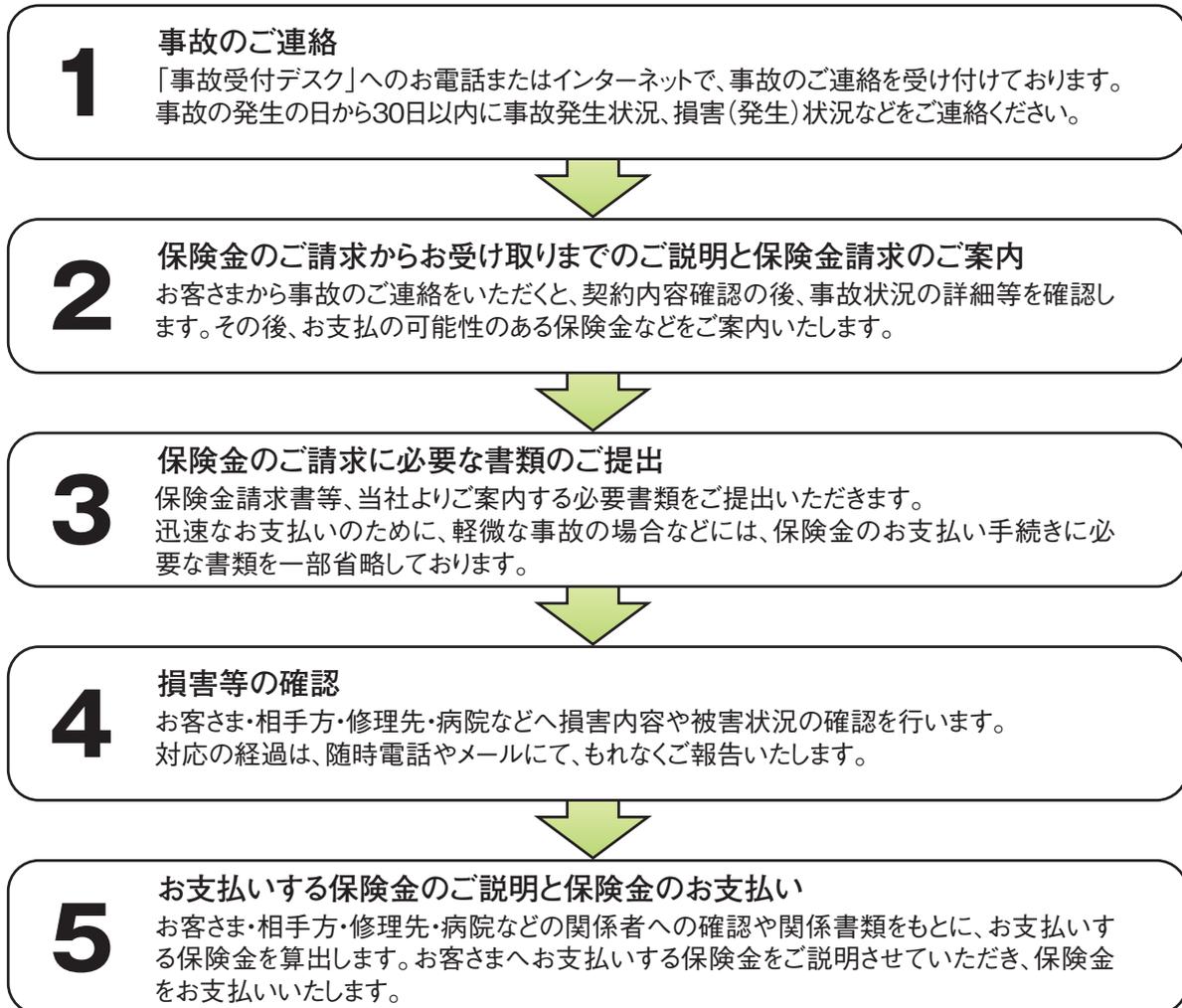
(2) 保険料率

保険料は、純保険料(将来の保険金支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っており、純保険料は、当社が金融庁からの認可取得もしくは金融庁への届出を行ったものを基礎として適用しています。

なお、損害保険料率算出機構は、自動車保険・傷害保険等の純保険料率を参考料率として算出し、当社を含む会員保険会社各社に提供しています。

事故のご連絡から保険金のお受け取りまで（傷害保険）

お客さまにご満足いただける損害サービスの提供は、保険会社にとって最も重要な責務です。当社では、不幸にも事故にあわれたお客さまへ、解決に向けての適切なアドバイスを行い、丁寧でスピーディな事故解決に努めています。



●事故のご連絡

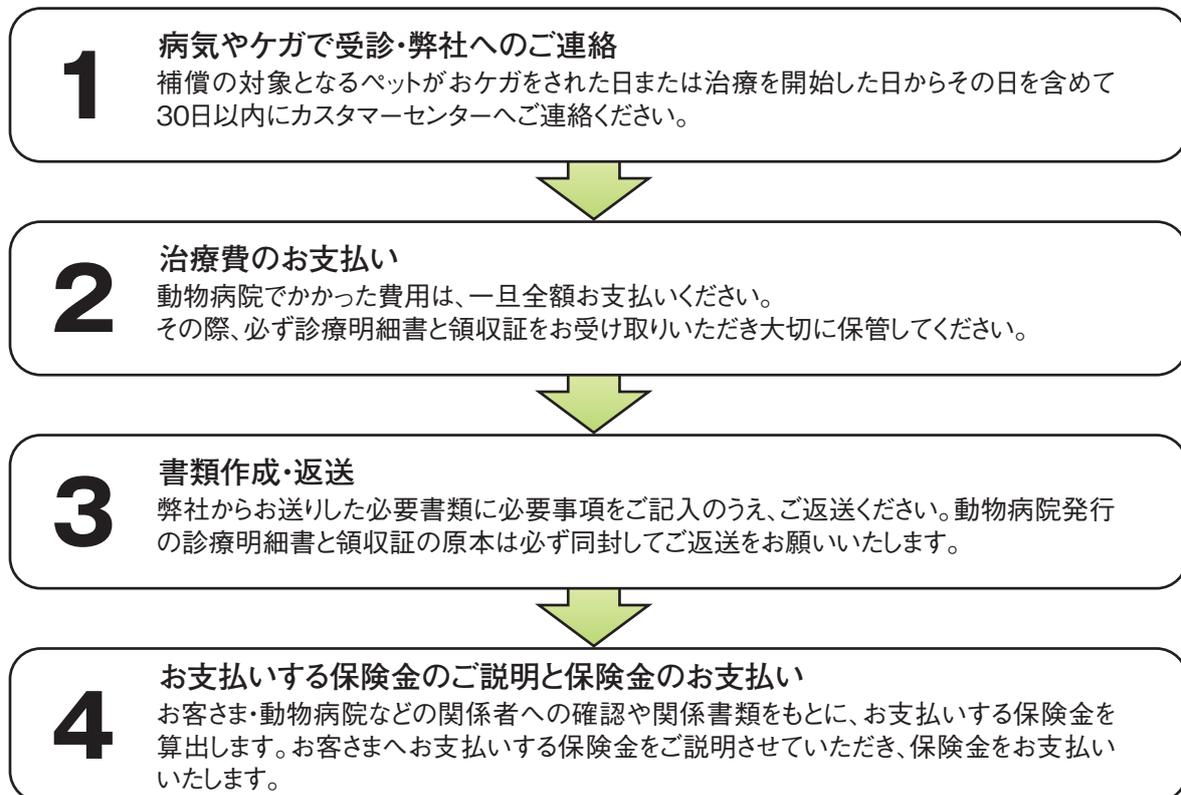
事故が発生した際は、まず被害の拡大防止、負傷者の救護等を行うとともに、消防署・警察などに連絡してください。また相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などもできるだけその場で確認してください。

以上、緊急の措置を行った後、速やかに当社フリーコールまたはインターネットにて、事故の内容をご連絡ください。24時間・年中無休で、事故のご連絡をお受けしております。

●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客さまから事故のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、事故状況の詳細等を確認します。その後お支払いの可能性のある保険金および保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内します。

保険金のご請求からお受け取りまでの流れ（ペットの保険）



●保険金のご請求からお受け取りまでのご説明と保険金請求のご案内

お客さまから保険金請求のご連絡をいただくと、契約内容確認の後、「保険金請求のご案内」をお客さまへ郵送します。また、保険金のご請求からお受け取りまでの流れと、保険金の請求に必要な書類等についてもご案内いたします。

●ご提出いただく書類について

・診療明細書

診療項目ごとの内訳金額が記載された書類です。動物病院によって名称が異なります。

・領収証

診療費のお支払いを証するものです。レシートでもかまいません。なお、診療明細書が領収証を兼ねていることが明らかな場合は別途取り付けていただく必要はありません。

※診療明細書が発行されなかった場合は、弊社所定の診療明細書の作成を動物病院にご依頼ください。その際の明細書にかかる費用はお客さまご自身の負担になりますのでご了承ください。

●保険金のご請求に必要な書類のご提出

保険金請求書など、当社よりご案内する必要書類をご提出ください(電話での確認により省略できる場合がありますので、その際は別途ご案内します)。

●損害等の確認

適切な保険金のお支払いのために、当社が事故の状況や損害の状況、治療の経過、保険金のお支払い対象になる事故かどうかの確認等、各種の損害確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

例) おケガの場合:その程度や治療内容確認のための診断書等のお手配
 携行品等に損害が発生した場合:損害状況確認のための修理見積書・写真等のお手配
 ペット治療費の場合:治療内容の確認のための診療明細書等のお手配

●お支払いする保険金のご説明と保険金のお支払い

お客さま・相手方・修理工場・病院・動物病院などの関係者への確認や関係書類をもとに、お支払いする保険金を算出します。

保険金が確定した後、お客さまへその内容をご説明させていただき、ご指定口座へのお振り込みを行います。

また、「お支払いの内容」または「お支払い対象外の場合はその理由」を記載した「保険金支払通知」を、お客さまへ郵送します。

事故の内容によっては保険金が支払われない場合がございますので、その場合には、お支払いできない理由を保険約款や損害確認の結果などに基づきご説明します。

●保険金お支払いに関する不服審査お申し出制度

保険金をお支払いできない旨を通知したご契約について、当社の説明ではご納得いただけない場合、お客さまからのお申し出を受け付け、社外の弁護士で構成する不服審査会がお支払いに関する決定内容を確認する「保険金のお支払いに関する不服審査お申し出制度」を開設しております。

中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

●そんぽADRセンター

一般社団法人 日本損害保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁長官の指定を受け、そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)において、お客さまから損害保険全般に関する苦情や紛争解決の申し立てをお受けし、中立・公正な立場から問題解決のお手伝いをしています。

なお、同センターが受け付けることのできる苦情や紛争解決の申し立ては、同協会との間で手続実施基本契約を締結した保険会社に関連するものに限られます。当社は、同協会との間で手続実施基本契約を締結しております。

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp>)

損害サービスネットワーク

当社の損害サービスセンターの所在地は東京です。このほか全国10カ所に駐在する駐在員(当社社員)と連携して万全の事故対応にあたらせていただきます。

au 損保	所在地
損害サービスセンター	〒180-0075 東京都港区港南1-6-34 品川イースト2F
札幌駐在	〒060-8553 北海道札幌市北区北7条西5-5-3
仙台駐在	〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-10
東京駐在	〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
静岡駐在	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町1-7-5
名古屋駐在	〒453-6118 愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12
大阪駐在	〒530-8555 大阪府大阪市北区西天満4-15-10
広島駐在	〒730-8580 広島県広島市中区国泰寺町1-8-13
高松駐在	〒760-0042 香川県高松市大工町1-1
福岡駐在	〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名2-6-36
熊本駐在	〒860-0012 熊本県熊本市中央区紺屋今町9-6

※駐在先はあいおいニッセイ同和損保の各地のサービスセンター内です

●24時間・365日事故受付サービス

突然やってくる事故からお客さまをしっかりとサポートし、安心していただけるよう、万全の体制で、24時間365日事故のご連絡をお受けします。

au 損保事故受付デスク



0077-78-0365
(通話料無料)

au 損保海外サポートデスク

年中無休・24時間・日本語受付

●日本国内から



0077-78-7365
または
03-6365-8885

●海外から
ワールドフリーフォンを
ご利用いただけます。

●インターネットサービス

お電話だけでなくインターネットでも事故のご連絡をお受けします。

担当者へのお問い合わせへの回答メールや保険金お支払い情報のメールなど、お客さまにとって必要な情報を適切なタイミングでお届けします。

また、書類の郵送によるやり取りのいないインターネットによるご請求手続きも可能です。

●安心の事故対応サービス

事故の受付から保険金お支払い手続きまで、お客さまからのお問い合わせやご相談の全てを専任担当者が親切・丁寧にお応えします。また、全国の損害調査ネットワークでお客さまをサポートします。

●保険金請求書類省略サービス

軽微な事故の場合には、保険金のお支払い手続きに必要な書類を一部省略します。お客さまの書類をご用意いただく手間を省き、わかりやすく簡単な手続きで保険金をお支払いします。

●日弁連弁護士のご紹介サービス

法律相談費用補償特約・弁護士費用等補償特約をご契約いただき、支払対象となる事故にあわれた場合、当社と協定している日本弁護士会連合会を通じてお近くの弁護士会に所属している弁護士のご紹介が可能です。

もらい事故にあってしまい、おこころあたりの弁護士がいない場合でも当社が最適な弁護士をご紹介します。

●自転車ロードサービス

事故または故障により自転車が自力走行不能(自転車が物理的もしくは機能的に走行できない状態、または法令により走行が禁じられている状態)となった場合には、24時間365日トラブル現場へ駆けつけて、ご希望の場所まで自転車を搬送します。

●海外アシスタンスサービス

海外旅行中の病気・ケガなど、万一の場合には、「au損保海外サポートデスク」(海外の渡航先から通話料無料でご連絡いただけるワールドフリーフォンは、24時間365日日本語で対応いたします。)が世界的なネットワークを持つアシスタンス会社との提携により、キャッシュレス・メディカル・サービス、病院への移送、医師・看護師の派遣などの緊急医療アシスタンスサービス、破損したスーツケース・カメラ・ノートパソコンのキャッシュレス・リペアサービスなどを行います。

業績データ

事業の状況	46
経理の状況	59

2018年度における事業概況(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

●事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、財政政策によって加速した米国がけん引する形で、拡大基調が継続したものの、その状況は国ごとにまちまちであり、米国の成長率が前年を大きく上回った一方、ユーロ圏や中国の成長率は低下しました。

そうした中で世界経済は、米国の通商政策における強硬姿勢が不確実性を高めているとともに、英国のEU離脱による影響が懸念されています。

わが国経済においても、企業の生産・設備投資の増加や雇用情勢の改善に伴う個人消費の持ち直しが継続しており、緩やかな回復が続いているものの、米中貿易摩擦の影響等、先行きは不確実な状況にあります。

また、当社事業と関係の深い移動通信業界においては、通信事業者が提供するサービス等の同質化やMVNO各社による格安SIMサービス等の普及、新規通信事業者の参入等、競争も一段と激しさを増しております。

これにより、通信事業者は新たな収益の確保に向け、通信以外のサービスへ事業領域を拡大しており、情報通信市場の事業環境は大きく変化しています。

こうした経済情勢の下、当社は自転車向け保険やペット保険を中心とした、お客さまのライフスタイルやニーズに応じた様々な補完商品のラインナップの拡充に取り組み、販売推進に取り組んだ結果、販売件数は順調に伸展しております。

引き続き、当社ではお客さまに対し、より魅力的な商品やサービスをご提案する身近な損害保険会社を目指しつつ、今後も保険事業が有する高い社会性・公共性を認識し、コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底等を図り、業務品質の向上にも努めて参ります。

このような中、当期の業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益は35億3千4百万円、その他経常収益が7千6百万円で、経常収益は36億1千万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が16億3千4百万円、営業費及び一般管理費が17億7千6百万円で、合計は34億1千万円となりました。この結果、経常利益は2億円となり、これに特別損益、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は、1億9千4百万円となりました。

保険引受及び資産運用の概況は次のとおりであります。

【保険引受の概況】

保険引受収益のうち正味収入保険料は32億4千7百万

円であります。一方、保険引受費用のうち、正味支払保険金が17億7千5百万円、損害調査費が2億8千8百万円で、正味損害率は63.5%となりました。また、正味事業費率は40.1%となり、これらに支払備金戻入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は1億6千9百万円となりました。

【資産運用の概況】

当期末の総資産は、前期末に比べ30億4千6百万円増加して113億8千1百万円、運用資産は前期末に比べ、15億1千3百万円増加して70億6百万円となりました。

なお運用資産は、預貯金（決済性普通預金と定期預金）および建物（建物付属設備）であり、1百万円未満ですが利息収入が発生しております。

【会社に対処すべき課題】

損害保険業界を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴う生産労働人口の減少、自動車保有台数・住宅着工件数の伸び悩み、気候変動による大規模自然災害の発生など、先行き不透明な事業環境が続くものと予想されます。

一方、技術革新・環境変化に伴う新たなマーケットも顕在化してきており、損害保険各社とも新しい成長領域の発掘に向け、自動運転車等の新技術への対応や海外マーケットへの進出を加速させており、こうした動きは更に激しさを増していくと考えられます。

また、当社事業と関係の深い移動通信業界においては、通信事業者が提供するサービス等の同質化、MVNO各社による格安SIMサービス等の普及、新規通信事業者の参入等、競争が一段と厳しさを増しております。また、IoTやAI等のテクノロジーの発展もあり、新たな収益の確保に向けた通信以外のサービスへの事業領域拡大が更に進展すると考えられます。

このような環境の下、当社は、社会問題化している自転車事故の多発に対応した各地方自治体の“自転車向け保険の加入義務化”等と連動し、当社の主力商品である「自転車保険」の更なる拡販に努めると共に、“お客さまのライフスタイルやニーズ”に応じた商品ラインナップの拡充を図って参りました。

引き続き当社は、“先進的かつユニークな商品の提供とICTの活用”を推進すると共に、常に「お客さまの声」に耳を傾け、スピード感を持った柔軟な対応や改善を実行しつつ、株主である「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」および「KDDI株式会社」と連携した施策に取組むことにより、当社の最大の課題である新契約業績を底上げすることで事業基盤の一層の強化を図って参ります。

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	年度	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
	正味収入保険料		6,027	6,032	6,102	4,569
経常収益		6,267	6,172	6,150	4,894	3,610
経常利益又は経常損失(△)		1,019	171	△1,554	△347	200
保険引受利益又は保険引受損失(△)		1,176	333	△649	△432	169
当期純利益又は当期純損失(△)		951	26	△1,271	△1,440	194
正味損害率		28.5%	49.9%	64.8%	63.1%	63.5%
正味事業費率		49.3%	40.4%	36.2%	45.2%	40.1%
利息及び配当金収入		—	0	0	0	0
運用資産利回り(インカム利回り)		—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
資産運用利回り(実現利回り)		—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
資本金 (発行済株式総数)		2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	2,400 (90,000株)	3,150 (186,780株)
純資産額		4,214	4,241	2,970	1,529	3,223
総資産額 (積立勘定として経理された資産額)		11,198 (—)	12,075 (—)	9,747 (—)	8,335 (—)	11,381 (—)
責任準備金残高		2,157	2,101	2,195	1,961	1,855
貸付金残高		—	—	—	—	—
有価証券残高		—	—	—	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率		434.8%	564.3%	497.8%	352.6%	840.2%
配当性向		—%	—%	—%	—%	—%
従業員数		113	121	116	94	80

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 平均運用額
 4. 資産運用利回り(実現利回り) = 資産運用損益 ÷ 平均運用額

2. 保険契約等に関する指標

(1) 保険料

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	1,606	26.3	28.3	1,523	33.3	△5.2	697	21.5	△54.2
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4,495	73.7	△5.9	3,045	66.7	△32.3	2,550	78.5	△16.2
合計	6,102	100.0	1.2	4,569	100.0	△25.1	3,247	100.0	△28.9

(注) 正味収入保険料…元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

②元受正味保険料（含む収入積立保険料）

（単位：百万円）

種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	1,657	7.2	11.2	1,993	8.8	20.2	2,315	10.4	16.2
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	21,255	92.8	2.0	20,618	91.2	△ 3.0	19,883	89.6	△ 3.6
合計	22,913	100.0	2.6	22,611	100.0	△ 1.3	22,198	100.0	△ 1.8
従業員1人当たり 元受正味保険料 (含む収入積立保険料)	197		7.0	240		21.8	277		15.4

(注) 1. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）…元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。
 2. 従業員1人当たり元受正味保険料（含む収入積立保険料）…元受正味保険料（含む収入積立保険料）÷従業員数

③受再正味保険料

該当事項はありません。

④支払再保険料（出再正味保険料）

（単位：百万円）

種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	51	0.3	△ 78.5	469	2.6	820.0	1,618	8.5	244.8
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	16,759	99.7	4.3	17,572	97.4	4.9	17,332	91.5	△ 1.4
合計	16,810	100.0	3.1	18,042	100.0	7.3	18,950	100.0	5.0

(注) 支払再保険料…再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

(2) 解約返戻金

（単位：百万円）

種目	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	6	7	10
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	0	1	1
合計	7	8	11

(注) 解約返戻金…元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

(3) 保険金

① 正味支払保険金および正味損害率

(単位：百万円)

年度 種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火災	—	—%	—%	—	—%	—%	—	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	608	16.9	44.1	786	30.9	60.3	636	35.8	106.8
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2,999	83.1	72.2	1,757	69.1	64.5	1,138	64.2	51.7
合計	3,607	100.0	64.8	2,543	100.0	63.1	1,775	100.0	63.5

(注) 1. 正味支払保険金…元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

② 元受正味保険金

(単位：百万円)

年度 種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)		2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	715	3.7	837	4.3	1,047	5.7
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	18,874	96.3	18,549	95.7	17,188	94.3
合計	19,590	100.0	19,387	100.0	18,236	100.0

(注) 元受正味保険金…元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

③ 受再正味保険金

該当事項はありません。

④ 回収再保険金(出再正味保険金)

(単位：百万円)

年度 種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)		2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	—	—%	—	—%	—	—%
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	107	0.7	51	0.3	411	2.5
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	15,874	99.3	16,792	99.7	16,050	97.5
合計	15,982	100.0	16,843	100.0	16,461	100.0

(注) 回収再保険金…再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

(4) 未収再保険金

(単位：百万円)

	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
1 年度開始時の未収再保険金	1,087	1,203	1,218
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	15,982	16,843	16,461
3 当該年度回収等	15,866	16,828	16,441
4 1+2-3= 年度末の未収再保険金	1,203	1,218	1,238

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(5) 正味事業費率

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
	保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) (諸手数料及び集金費)		2,208 (2,507) (△ 299)	2,067 (2,262) (△ 195)
正味事業費率		36.2%	45.2%	40.1%

(注) 正味事業費率…保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(6) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	44.1	55.7	99.8	60.3	73.0	133.3	106.8	88.7	195.5
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	72.2	29.2	101.4	64.5	31.3	95.8	51.7	26.8	78.5
合計	64.8	36.2	101.0	63.1	45.2	108.3	63.5	40.1	103.6

- (注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

種目	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%	—%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	90.7	66.9	157.6	87.4	69.1	156.5	72.7	43.1	115.8
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	93.4	8.1	101.5	88.7	6.1	94.8	85.5	5.2	90.7
合計	93.2	11.9	105.1	88.6	10.8	99.4	84.2	9.0	93.2

- (注) 1. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 2. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 合算率＝発生損害率＋事業費率
 4. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
 5. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
 6. 第三分野保険は取扱いがないため記載を省略しております。

(8) 保険引受利益

① 保険引受利益明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
保険引受収益		6,102	4,804	3,534
保険引受費用		4,244	2,974	1,634
保険引受に係る営業費及び一般管理費		2,507	2,262	1,730
その他収支		—	—	—
保険引受利益(△損失)		△ 649	△ 432	169

(注) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

②保険種目別保険引受利益

(単位：百万円)

種目	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	△ 787	△ 864	△ 343
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	137	431	513
合計	△ 649	△ 432	169

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
2017年度	2社	100.0%
2018年度	3社	100.0%

(注) 1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
2. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし、不明、BB以下)	合計
2017年度	100.0%	—%	—%	100.0%
2018年度	100.0%	—%	—%	100.0%

(注) 1. 出再保険料は各契約年度の特約再保険で、各事業年度に計上した出再保険料を使用しています。
2. 格付は、S&P社の各年4月1日現在を使用しています。
S&P格付がない場合はR&I社の格付を使用しています。
R&I格付の場合、A-以上は「A以上」、BBB-以上は「BBB以上」、BB以下は「その他」に区分しています。
格付がない場合でも親会社からの担保がある場合は親会社の格付をもって当該再保険者格付とみなしています。
3. 保険業法施行規則第71条による保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当ありません。

(12) 積立保険の契約者配当金

該当事項はありません。

3. 経理に関する指標等

(1) 保険契約準備金

① 支払備金

(単位：百万円)

年度 種目	2016年度末 (2017年3月31日現在)	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	825	1,222	1,134
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	480	368	275
合計	1,305	1,591	1,410

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2014年度	138	121	37	△ 21
2015年度	211	196	141	△ 125
2016年度	443	335	340	△ 231
2017年度	966	401	578	△ 13
2018年度	1,489	445	893	150

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 傷害保険に係る金額を記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

● 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2014年度			2015年度			2016年度			2017年度			2018年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計 保険金 + 支払備金	357			600			1,007			1,347			1,639		
事故発生年度末	357			600			1,007			1,347			1,639		
1年後	463	1.298	106	755	1.259	155	1,079	1.072	72	1,313	0.975	△33			
2年後	533	1.151	70	714	0.946	△40	987	0.914	△92						
3年後	533	0.999	△0	692	0.970	△21									
4年後	529	0.993	△3												
最終損害見積り額	529			692			987			1,313			1,639		
累計保険金	445			642			790			753			602		
支払備金	84			50			196			560			1,036		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

● 自動車

該当契約はありません。

● 賠償責任

該当契約はありません。

②責任準備金

(単位：百万円)

年度 種目	2016年度末 (2017年3月31日現在)	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	861	820	585
自動車	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	1,334	1,141	1,270
合計	2,195	1,961	1,855

責任準備金の内訳(2017年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	634	186	—	—	—	820
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	946	194	—	—	—	1,141
合計	1,580	380	—	—	—	1,961

責任準備金の内訳(2018年度)

(単位：百万円)

種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	366	218	—	—	—	585
自動車	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—
その他	954	315	—	—	—	1,270
合計	1,321	534	—	—	—	1,855

責任準備金積立水準

区分		2017年度	2018年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率		100.0%	100.0%

(2) 引当金明細表

2017年度

(単位：百万円)

区分	2016年度 期末残高	2017年度 増加額	2017年度減少額		2017年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	12	11	12	—	11	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

2018年度

(単位：百万円)

区分	2017年度 期末残高	2018年度 増加額	2018年度減少額		2018年度 期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	—	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	11	12	11	—	12	—
価格変動準備金	—	—	—	—	—	—

(3) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

(4) 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

年度	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
人件費	757	655	500
物件費	2,016	1,882	1,495
税金	87	68	68
拠出金	—	—	—
負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	△ 299	△ 195	△ 428
合計	2,562	2,411	1,635

(注) 金額は、損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

(5) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額	
経常利益の減少額	2017年度	12百万円（増加する異常危険準備金取崩額36百万円）
	2018年度	29百万円（増加する異常危険準備金取崩額 5百万円）

(6) 売買目的有価証券運用益および運用損
該当事項はありません。

(7) 有価証券売却益、売却損および評価損
該当事項はありません。

(8) 固定資産処分益および処分損 (単位：百万円)

区分	2017年度末 (2018年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)	
	処分益	処分損	処分益	処分損
不動産	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
無形固定資産	—	2	—	13
合計	—	2	—	13

(9) 減価償却費明細表

2017年度 (単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2017年度償却額	償却累計額	2017年度末残高	償却累計率 (%)
建物	115	21	73	— (42)	100.00
営業用		21		—	
賃貸用		—		—	
動産	216	44	127	— (89)	100.00
その他	3,138	473	2,175	— (962)	100.00
合計	3,469	540	2,375	— (1,094)	100.00

(注) 「2017年度末残高欄」の()内は、2017年度の減損損失額であります。

2018年度 (単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2018年度償却額	償却累計額	2018年度末残高	償却累計率 (%)
建物	37	5	5	32	14.03
営業用		5		32	
賃貸用		—		—	
動産	17	2	2	15	12.28
その他	495	26	24	470	4.98
合計	550	33	32	518	5.83

(10) リース取引
該当事項はありません。

4.資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末 (2017年3月31日現在)		2017年度末 (2018年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
預貯金		5,360	55.0	5,493	65.9	6,974	61.3
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		64	0.7	—	—	32	0.3
運用資産計		5,424	55.6	5,493	65.9	7,006	61.6
総資産		9,747	100.0	8,335	100.0	11,381	100.0

(2) 運用資産利回り (インカム利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)		2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)		2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
		金額	年利回り (%)	金額	年利回り (%)	金額	年利回り (%)
預貯金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他		—	—	—	—	—	—
合計		0	0.00	0	0.00	0	0.00

(注) 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

(3) 資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区分	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り (%)
預貯金	0	4,479	0.00	0	5,555	0.00	0	6,584	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	74	—	—	48	—	—	28	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	4,553	0.00	0	5,603	0.00	0	6,613	0.00

- (注) 1. 資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」および「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」およびその他特別損失に計上した子会社株式評価損を控除した金額です。
 2. 平均運用額（取得原価ベース）は、原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。コールローン、買現先勘定および買入金銭債権については日々の残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。

(参考) 時価総合利回り

（単位：百万円）

区分	2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)			2017年度 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)			2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り (%)
預貯金	0	4,479	0.00	0	5,555	0.00	0	6,584	0.00
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	74	—	—	48	—	—	28	—
金融派生商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	0	4,553	0.00	0	5,603	0.00	0	6,613	0.00

- (注) 資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券および金銭の信託（その他有価証券に準じて処理をする運用目的・満期保有目的以外のものに限る）に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加算した金額です。また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）並びに売買目的有価証券および金銭の信託に係る前期末評価損益を加算した金額です。

(4) 海外投融資

該当事項はありません。

5.資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	2016年度末 (2017年3月31日現在)	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
郵便振替・郵便貯金		—	—	—
当座預金		—	—	—
普通預金		5,360	5,493	6,974
通知預金		—	—	—
定期預金		—	—	—
別段預金		—	—	—
合計		5,360	5,493	6,974

- (2) 商品有価証券：該当事項はありません。
- (3) 保有有価証券：該当事項はありません。
- (4) 保有有価証券利回り：該当事項はありません。
- (5) 有価証券の種類別の残存期間別残高：該当事項はありません。
- (6) 業種別保有株式の額：該当事項はありません。
- (7) 業種別貸付金残高：該当事項はありません。
- (8) 担保別貸付金残高：該当事項はありません。
- (9) 企業規模別貸付金残高：該当事項はありません。
- (10) 用途別貸付金残高：該当事項はありません。
- (11) 貸付金地域別内訳（企業向け融資）：該当事項はありません。
- (12) 貸付金残存期間別残高：該当事項はありません。
- (13) 国内企業向け貸付金残存期間別残高：該当事項はありません。
- (14) 劣後特約付貸付金残高：該当事項はありません。
- (15) 住宅関連融資：該当事項はありません。
- (16) 公共関係投融資（新規引受ベース）：該当事項はありません。
- (17) 各種ローン金利：該当事項はありません。

(18) 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)
土地		—	—
営業用		—	—
賃貸用		—	—
建物		—	32
営業用		—	32
賃貸用		—	—
建設仮勘定		—	—
営業用		—	—
賃貸用		—	—
合計		—	32
営業用		—	32
賃貸用		—	—
リース資産		—	—
その他の有形固定資産		—	15
有形固定資産合計		—	47

- (19) 支払承諾の残高内訳：該当事項はありません。
- (20) 支払承諾見返の担保別内訳：該当事項はありません。
- (21) 長期性資産：該当事項はありません。

6.特別勘定に関する指標等

- (1) 特別勘定資産残高：該当事項はありません。
- (2) 特別勘定資産：該当事項はありません。
- (3) 特別勘定の運用収支：該当事項はありません。

1.財務諸表

(1) 貸借対照表
(資産の部)

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度末 (2018年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)			%		%	
現金及び預貯金		5,493	65.90	6,974	61.28	1,480
預貯金		5,493		6,974		
有形固定資産		—	—	47	0.41	47
建物		—		32		
その他の有形固定資産		—		15		
無形固定資産		—	—	470	4.14	470
ソフトウェア		—		470		
その他資産		2,841	34.10	3,888	34.17	1,046
未収保険料		500		494		
共同保険貸		729		615		
再保険貸		1,218		1,017		
外国再保険貸		0		1,069		
未収金		74		559		
預託金		185		37		
仮払金		134		93		
資産の部合計		8,335	100.00	11,381	100.00	3,046

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度末 (2018年3月31日現在)		2018年度末 (2019年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)			%		%	
保険契約準備金		3,552	42.63	3,266	28.70	△ 286
支払備金		1,591		1,410		
責任準備金		1,961		1,855		
その他負債		3,216	38.58	4,851	42.63	1,635
再保険借		331		—		
外国再保険借		—		690		
未払法人税等		20		19		
預り金		3		3		
未払金		2,683		1,965		
仮受金		100		2,156		
資産除去債務		76		16		
退職給付引当金		22	0.26	23	0.20	1
賞与引当金		11	0.14	12	0.11	0
繰延税金負債		3	0.04	3	0.03	0
負債の部合計		6,805	81.65	8,157	71.67	1,351
(純資産の部)						
資本金		2,400	28.79	3,150	27.68	750
資本剰余金		2,100	25.20	2,850	25.04	750
資本準備金		2,100		2,850		
利益剰余金		△ 2,970	△ 35.64	△ 2,776	△ 24.39	194
その他利益剰余金		△ 2,970		△ 2,776		
繰越利益剰余金		△ 2,970		△ 2,776		
株主資本合計		1,529	18.35	3,223	28.33	1,694
純資産の部合計		1,529	18.35	3,223	28.33	1,694
負債及び純資産の部合計		8,335	100.00	11,381	100.00	3,046

(2018年度 貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
2. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基準に算出した額を退職給付引当金に計上しております。
4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
5. 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は7百万円であります。
7. 関係会社に対する金銭債権総額は1,397百万円、金銭債務総額は1,785百万円であります。
8. 繰延税金資産の総額は894百万円であり、その発生原因別の主な内訳は、繰越欠損金386百万円、責任準備金積立超過額303百万円、減価償却超過額115百万円、支払備金積立超過額63百万円であります。なお、回収可能額に鑑み、繰延税金資産の総額894百万円から評価性引当額として全額を控除しており、繰延税金資産については貸借対照表に計上しておりません。また税務上の繰越欠損金は386百万円の全額が繰越期限5年超であり、評価性引当額として全額を控除しており、繰延税金資産はありません。繰延税金負債の総額は3百万円であり、全額が資産除去債務であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

9. 金融商品に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は保険業法に基づく損害保険事業を行っております。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、安全性と流動性の確保を目的とした短期的な預貯金を中心の金融商品を活用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金

であります。預貯金は預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金及び預入期間3カ月以内の定期預金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する預貯金のうち、決済性普通預金は預金保険制度において全額保護対象であるため、リスクは有しておりません。また定期預金については、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規定を定めております。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、四半期毎に取締役会に報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によることとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預貯金	6,974	6,974	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

預貯金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

10. (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	3,704百万円
同上にかかる出再支払備金	2,294百万円
差引	1,410百万円

- (2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,861百万円
同上にかかる出再責任準備金	2,539百万円
差引（イ）	1,321百万円
その他の責任準備金（ロ）	534百万円
計（イ+ロ）	1,855百万円

11. 1株当たりの純資産額は17,260円07銭であります。算定上の基礎である普通株式に係る当期末の純資産額は3,223百万円、当期末の普通株式の数は186,780株であります。

12. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	比較増減
経常収益		4,894	3,610	△ 1,283
保険引受収益		4,804	3,534	△ 1,269
正味収入保険料		4,569	3,247	△ 1,321
支払備金戻入額		—	181	181
責任準備金戻入額		234	105	△ 129
資産運用収益		0	0	0
利息及び配当金収入		0	0	0
その他経常収益		90	76	△ 14
経常費用		5,242	3,410	△ 1,831
保険引受費用		2,974	1,634	△ 1,340
正味支払保険金		2,543	1,775	△ 768
損害調査費		339	288	△ 51
諸手数料及び集金費		△ 195	△ 428	△ 233
支払備金繰入額		286	—	△ 286
営業費及び一般管理費		2,267	1,776	△ 491
その他経常費用		0	—	△ 0
その他の経常費用		0	—	△ 0
経常利益又は経常損失 (△)		△ 347	200	547
特別利益		—	46	46
その他特別利益		—	46	46
特別損失		1,096	48	△ 1,048
固定資産処分損		2	13	11
減損損失		1,094	—	△ 1,094
その他特別損失		—	34	34
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△ 1,444	198	1,642
法人税及び住民税		2	3	1
法人税等調整額		△ 5	0	5
法人税等合計		△ 3	4	7
当期純利益又は当期純損失 (△)		△ 1,440	194	1,635

(2018年度 損益計算書関係注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は4,549百万円、費用総額は5,378百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	22,198百万円
支払再保険料	18,950百万円
差引	3,247百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	18,236百万円
回収再保険金	16,461百万円
差引	1,775百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	230百万円
出再保険手数料	659百万円
差引	△ 428百万円

(4) 支払備金戻入額(△は支払備金繰入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金戻入額(出再支払備金控除前)	117百万円
同上にかかる出再支払備金戻入額	△ 63百万円
差引	181百万円

(5) 責任準備金戻入額(△は責任準備金繰入額)の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額(出再責任準備金控除前)	△ 325百万円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	△ 584百万円
差引(イ)	259百万円
その他の責任準備金戻入額(ロ)	△ 153百万円
計(イ+ロ)	105百万円

3. 利息及び配当金収入の内訳は、すべて預貯金利息であります。
4. その他特別利益46百万円は、本社移転に伴う資産除去債務履行処理の貸方差額であります。
また、その他特別損失34百万円は、本社移転にかかる一時費用であります。
5. 1株当たり当期純利益は1,069円88銭であります。
算定上の基礎である普通株式に係る当期純利益は194百万円、普通株式の期中平均株式数は181,742株であります。
6. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

種類	会社名 (住所)	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	
					役員の兼任等	事業上の関係
親会社	あいおいニッセイ 同和損害保険株式 会社 (東京都渋谷区)	100,005	損害保険業	66.6	出向 1人	当社への出資
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		出再保険金等 出再保険料等 増資		4,549 5,225 999	再保険貸等 未払金	1,178 1
兄弟会社 の	三井住友海上火災 保険株式会社 (東京都千代田区)	139,595	損害保険業	—	—	共同保険の引受
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		代理業務手数料		26	共同保険貸等	469
関係 の 他 社 の	KDDI株式会社 (東京都新宿区)	141,851	電気通信事業	33.4	出向 1人	当社への出資
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		営繕費等 増資		153 501	未払金	1,784
関係 の 子 係 の 他 社 の	KDDI Reinsurance Corporation (ミクロネシア)	1,500	再保険事業	—	—	再保険の引受
		取引内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		出再保険金等 出再保険料		12,350 13,279	外国再保険貸 外国再保険借	1,069 690

(注) KDDI Reinsurance Corporationは、2019年4月1日付でau Reinsurance Corporationに社名変更しております。

7. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		△ 1,444	198
減価償却費		540	33
減損損失		1,094	—
支払備金の増減額 (△は減少)		286	△ 181
責任準備金等の増減額 (△は減少)		△ 234	△ 105
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		6	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)		△ 0	0
利息及び配当金収入		△ 0	△ 0
有形固定資産関係損益 (△は益)		2	13
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		14	△ 1,120
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△ 23	1,693
小 計		241	534
利息及び配当金の受取額		0	0
法人税等の支払額		2	3
営業活動によるキャッシュ・フロー		239	530
投資活動によるキャッシュ・フロー			
(営業活動及び資産運用活動計)		(239)	(530)
有形固定資産の取得による支出		△ 2	△ 38
無形固定資産の取得による支出		△ 103	△ 510
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 105	△ 549
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		—	1,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	1,500
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		133	1,480
現金及び現金同等物期首残高		5,360	5,493
現金及び現金同等物期末残高		5,493	6,974

(2018年度 キャッシュ・フロー計算書関係注記事項)

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の預貯金の金額であります。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 1株当たり配当等

(単位：百万円)

項目		年度	2016年度 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
利益に関する 諸指標	1株当たり配当額		—	—	—
	1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		△ 14,122.39円	△ 16,010.53円	1,069.88円
	配当性向		—%	—%	—%
1株当たり純資産額			33,002.81円	16,992.27円	17,260.07円
従業員1人当たり総資産			84	88	142

(注) 1. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 配当性向については、2016年度および2017年度は当期純損失を計上しているため、2018年度は配当金を支払っていないため記載しておりません。

(5) 株主資本等変動計算書

2017年度

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 1,529	△ 1,529	—	2,970	2,970
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	△ 1,440	△ 1,440	—	△ 1,440	△ 1,440
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 1,440	△ 1,440	—	△ 1,440	△ 1,440
当期末残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 2,970	△ 2,970	—	1,529	1,529

2018年度

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	2,400	2,100	—	2,100	—	△ 2,970	△ 2,970	—	1,529	1,529
当期変動額										
新株の発行	750	750	—	750	—	—	—	—	1,500	1,500
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	194	194	—	194	194
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	750	750	—	750	—	194	194	—	1,694	1,694
当期末残高	3,150	2,850	—	2,850	—	△ 2,776	△ 2,776	—	3,223	3,223

(2018年度 株主資本等変動計算書関係注記事項)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	90,000	96,780	—	186,780

2018年4月20日に1,500百万円の増資が実施され、普通株式の発行株式総数が90,000株から186,780株へ増加、また資本金と資本準備金の額がそれぞれ750百万円増加しております。

2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

該当事項はありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

4. 保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区 分	2017年度 (2018年3月31日現在)	2018年度 (2019年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	1,909	3,758
資本金又は基金等	1,529	3,223
価格変動準備金	—	—
危険準備金	—	—
異常危険準備金	380	534
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	—	—
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	1,083	894
一般保険リスク (R1)	1,040	850
第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
予定利率リスク (R3)	—	—
資産運用リスク (R4)	122	153
経営管理リスク (R5)	34	30
巨大災害リスク (R6)	—	—
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	352.6%	840.2%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条 (単体ソルベンシー・マージン) および第87条 (単体リスク) ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

＜単体ソルベンシー・マージン比率について＞

- ・ 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（表の(B))に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。
- ・ 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険 (一般保険リスク)、 (第三分野保険の保険リスク)	: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
② 予定利率上の危険 (予定利率リスク)	: 積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③ 資産運用上の危険 (資産運用リスク)	: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④ 経営管理上の危険 (経営管理リスク)	: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
⑤ 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- ・ 「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

5.時価情報等

- (1) 有価証券
該当事項はありません。
- (2) 金銭の信託
該当事項はありません。
- (3) デリバティブ取引情報
該当事項はありません。

6.監査法人による監査の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

会社概況

沿革	68
主要な業務、株式の状況	69
役員・従業員・設備の状況	70

au損保の沿革

2010年2月	あいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)とKDDI株式会社の共同出資によりモバイル損保設立準備株式会社として設立。資本金3億円
2010年9月	増資(資本金24億円、資本準備金21億円)
2011年2月	損害保険業の免許を取得
2011年3月	社名を「au損害保険株式会社」に変更
2011年5月	営業開始(開業記念自転車プラン、スタンダード傷害保険、国内旅行傷害保険を発売)
2011年11月	海外旅行保険を発売
2012年11月	港区から渋谷区へ本店移転
2014年4月	ペット医療費用保険を発売
2015年7月	本店移転(東京都渋谷区恵比寿)
2016年10月	ペット医療費用保険「通院ありタイプ」を発売
2016年10月	スタンダード傷害保険「70才からの自転車向け保険 Bycle S」を発売
2017年2月	国内初の「ヘルメット着用中死亡特別保険金補償」付き自転車向け保険を発売
2018年4月	増資(資本金3,150,045,000円 資本準備金2,850,045,000円)
2018年6月	渋谷区から港区へ本店移転

1. 主要な業務

● 損害保険事業

・保険の引受

当社は傷害保険、盗難保険及び費用・利益保険の引受けを行っています。

2. 株式基本事項

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	
期末配当金	3月31日
株主名簿管理人	なし
公告の方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.au-sonpo.co.jp
上場証券取引所	なし

3. 株主総会議案

(1) 2019年3月7日開催の臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

<決議事項>

第1号議案 取締役1名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(2) 2019年4月1日開催の臨時株主総会の決議事項は次のとおりです。

<決議事項>

第1号議案 取締役1名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

(3) 2019年6月25日開催の第10回定時株主総会の報告事項及び決議事項は次のとおりです。

<報告事項>

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

<決議事項>

第1号議案 6月25日付取締役選任の件

第2号議案 個別取締役報酬の決定の件

第3号議案 7月1日付監査役選任の件

第4号議案 7月2日付取締役選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

4. 大株主の状況

(2019年7月末日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済み株式総数に対する所有株式数の割合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	95,258	51.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	91,522	49.0%
計	—	186,780	100.0

5. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(百万円)		資本準備金(百万円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
2010年2月23日	6,000	6,000	300	300	—	—	モバイル損保設立準備株式会社設立
2010年9月30日	84,000	90,000	2,100	2,400	2,100	2,100	増資
2018年4月20日	96,780	186,780	750	3,150	750	2,850	増資

1. 取締役

(2019年7月末日現在)

役職名	氏名	担当および兼務の状況
代表取締役社長 執行役員	やまだ たかあき 山田 隆章	<担当>内部監査部 (auフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役)
代表取締役副社長 執行役員	いとう ひでふみ 伊東 秀史	<管掌>KDDI営業部 <担当>商品開発部、営業開発部、損害サービス業務部
取締役常務執行役員	いませ ひろや 今瀬 博哉	<担当>コンプライアンス部、経営企画部、経理財務部、 業務・システム統括部、KDDI営業部、カスタマーセンター部
取締役 (非業務執行取締役)	つるが あきのり 鶴我 明憲	(auフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役会長)
取締役 (非業務執行取締役)	かわい ゆうや 川井 祐弥	(auフィナンシャルホールディングス株式会社 執行役員)
取締役 (社外)	とだ なりとし 戸田 成俊	(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 執行役員 営業統括部長(委嘱))

2. 監査役

(2019年7月末日現在)

役職名	氏名	担当及び兼務の状況
常勤監査役 (社外)	さやま としろう 佐山 俊朗	—
監査役 (社外)	こばやし まさゆき 小林 昌之	(あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 監査役、 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 社外監査役、 株式会社ふれ愛ドゥライフサービス 社外監査役)
監査役	ささかわ だいすけ 笹川 大介	(株式会社Jストリーム 社外監査役、株式会社じぶん銀行 監査役、 KDDIデジタルデザイン株式会社 監査役)

3. 従業員

(2019年3月末日現在)

1. 従業員の状況・平均給与

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
80	44.9	3.9	4,864

注1. 従業員数は就業人員数です。

注2. 平均年間給与(契約社員を除く)は、賞与及び時間外手当を含んでいます。グループ会社から当社に出向している社員は除いています。

2. 採用方針

事業の拡大と共に、担当する業務内容や範囲も大きく変化するため、保険のベンチャー企業としてふさわしい創造力豊かな人材を求めています。

3. 研修制度

当社では、将来を担う人材の育成のために、研修やOJTなどにより、早期に保険のベンチャー企業の社員に相応しい業務力・対応力の習得を図ります。[コンプライアンス研修等]

4. 福利厚生

社会保険等の福利厚生制度の他、社員慶弔見舞金、災害補償制度、育児・介護休業制度等を整備しています。

4. 主要な設備の状況

(2019年3月末日現在)

店名(所在地)	事業の種類別	従業員数(人)	貸借料(百万円)
本店(東京都港区)	損害保険事業	80	98

損害保険用語の解説(五十音順)

告知義務

保険を契約する際に、危険に関する重要な事項として、保険会社が告知を求めたものについて事実を正確にお申し出いただく義務のことをいいます。

この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効となったり、解除されることがあります。

ご契約者(保険契約者)

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人を行います。保険契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

再保険

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会社に転嫁する事をいいます。

これは、保険経営に不可欠な大数の法則を働かせるために同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化が十分に行われなければならないためです。

再保険料・受再保険料

保険会社が、締結する再保険契約に基づき、他の保険会社に支払う保険料のことを再保険料といえます。逆に、他の保険会社から受け取る保険料のことを受再保険料といえます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故の保険金のうち、未払いのものについて、保険金支払いに充てるために積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料および受再保険料収入から再保険料・返れい金を控除し、さらに、積立保険(貯蓄型保険)に係る積立保険料を控除したものをいいます。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。これには、決算期後に残された保険期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と異常災害損失に備えて積み立てる「異常危険準備金」等があります。

(損害)てん補

保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害保険募集人一般試験

損害保険の募集に初めて従事する方(これから代理店登録または募集人届出をする方)、および既に代理店登録または募集人届出をしている方で損害保険会社の承認を得た方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が主催・実施する試験です。

損害保険の基礎や募集コンプライアンスなどに関する基礎単位と、「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位の計4単位により構成され、単位ごとに5年の更新制となっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算定団体であり、2002年7月に、損害保険料率算定会(1948年設立)と自動車保険料率算定会(1964年設立)が統合し設立されました。火災保険、傷害保険、自動車保険等の参考純率、自動車損害賠償責任保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や、保険料率の算出に用いられています。通常は、実際に支払った保険金に損害調査費を加えたものを、実際に領収した保険料で除した割合をいいます。

損害保険大学課程

損保一般試験に合格した損害保険募集人の方が、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなるステップアップを図るために創設された制度です。損害保険の募集に関連の深い専門知識を修得するための「専門コース」と、専門コースの認定を取得した方が実践的な知識・業務スキルをさらに修得するための「コンサルティングコース」があります。それぞれ所定のプログラムを受講・修了した後、試験に合格し、所定の認定要件を充たした上で申請された場合に専門コースの方は「損害保険プランナー」として、コンサルティングコースの方は「損害保険トータルプランナー」として認定します。

大数の法則

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればその事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といえます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にはかかりません。

損害保険用語の解説(五十音順)

通知義務

ご契約後や保険期間の中途に、ご契約の条件を変更しなければならないような事実が保険の対象などに生じるとき、ご契約者または被保険者が保険会社に連絡しなければならない義務のことをいいます。

被保険者

保険の補償を受ける人、または補償の対象となる人のことです。ご契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

保険期間

保険のご契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であっても保険料が払い込まれていない場合には保険会社の責任は開始しないと定められています。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭のことをいいます。

保険金額

ご契約金額のことであり、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、ご契約者と保険会社との保険契約によって定めます。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金をいいます。支払備金、責任準備金等があります。

保険契約の解約・解除

ご契約者または保険会社の一方の意思表示によって、契約の効力をなくすことをいいます。なお、多くの保険約款においては、解約・解除は契約の当初まで遡らず、将来に向かってのみ効力を生ずるものとされています。

保険契約の失効

一定の条件に該当することにより自動的に保険契約が効力を失い終了することをいいます。具体的な例としては、保険契約を結んだ後、保険金のお支払対象とならない事由で被保険者の方全員が亡くなった場合などには、保険契約は効力を失います。

保険始期日

保険期間の初日、すなわち保険契約の補償の開始日をいいます。通常は保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が払い込まれていない場合には保険金は支払われません。

保険事故

保険契約において保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。交通事故などがその例です。

保険引受利益

保険会社の固有業務である保険引受業務に係る損益指標をいいます。

保険約款

保険契約の内容を定めたものをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・除外する特約とがあります。

保険料

ご契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金をお支払いできない場合」や「補償しない損害」などの見出しがつけられています。

元受保険料

保険会社にご契約者から直接引き受けた保険契約を元受契約といい、その契約によって領収する保険料のことを元受保険料といいます。

お客さまサポート体制

au損保カスタマーセンター

お客さまからのお問い合わせは以下の窓口で受付けております。

お電話でのお問い合わせ

お問い合わせフリーコール

受付時間:9:00~18:00(年末年始を除く)

 **0800-700-0600**
(通話料無料)

メールでのお問い合わせ

24時間365日受付

下記のEメールアドレスへご連絡ください。

なお、お電話による回答でも

お差し支えない場合は、

日中のご連絡先もご記入ください。

support-1m@info.au-sonpo.co.jp

ペットの保険専用フリーコール

受付時間:9:00~18:00(年末年始を除く)

 **0800-700-1122**
わんわんにゃんにゃん
(通話料無料)



au 損害保険株式会社

<http://www.au-sonpo.co.jp> TEL : 03-6758-7373 (大代表)

